

災害時における遺体の取扱いに  
関する共通指針  
(検視・検案等活動マニュアル)



平成 2 9 年 8 月  
東 京 都

---

目次

本冊子（マニュアル）の活用にあたって	1
第1章 遺体の取扱いの概要	3
1 遺体の取扱いの概要	4
第2章 遺体等の捜索・収容・搬送及び遺体収容所設置等	7
1 行方不明者の捜索、発見遺体の収容・搬送	8
2 遺体収容所の設置等	10
3 平常時における準備等	12
第3章 検視・検案活動等	15
1 検視・検案班の構成等	16
2 検視・検案活動等	19
3 平常時における準備等	26
第4章 遺体の火葬・保存等の取扱い	27
1 死亡届の受理・火葬許可証等の発行等	28
2 火葬までの遺体の保存	29
3 広域火葬の実施	30
4 遺体の搬送	33
5 身元不明遺体の取扱い等	34
6 死亡者に関する広報	35
7 平常時における準備等	36
資料編	37
1 死体検案調書（大規模災害時用）・死体検案書	38
2 死体検案調書（大規模災害時用）の記載方法	41
3 死体検案調書（大規模災害時用）・死体検案書の記入例	43
4 遺体の火葬・保存等の取扱いに関する様式類（様式1～15）	49
5 死体火葬許可証交付申請書 様式例	64
6 災害救助法関連資料（様式例①～⑦）	65
7 必要資器材等一覧	69
8 都内火葬場一覧（平成29年3月31日現在）	71
9 関係機関連絡先一覧（平成29年3月31日現在）	72
10 遺体の検案活動に関する協力依頼文（例）	79
11 協力検案医名簿	80
12 用語集	81

---

本冊子（マニュアル）の活用に当たって

- 1 本冊子（マニュアル）は、震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、「東京都地域防災計画（平成26年修正）」に基づき、区市町村、警視庁、東京都及び関係機関が、迅速かつ適切に、検視・検案活動を初めとする遺体の取扱いに関する活動等を行うための標準的な活動指針（マニュアル）です。
- 2 区市町村や関係機関にあつては、本冊子（マニュアル）に示された標準的な事項に留意し、医療救護活動との秩序ある分担と統一された指揮の下に、死者への尊厳を十分に配慮し関係法令等に基づいた適切な遺体の取扱いが行われるようお願いいたします。
- 3 本冊子（マニュアル）の構成及び主な内容等は、次のとおりです。

章	構成	主な内容
第1章	遺体の取扱いの概要	都における遺体の取扱いの概要及び検視・検案活動にかかる、発令・要請・情報系統、関係機関の連携などに関する、基本的な事項を記載しています。
第2章	遺体等の捜索・収容・搬送及び遺体収容所設置等	行方不明者の捜索、発見遺体の収容・搬送、及び遺体収容所の設置等について、関係機関の活動内容に関する事項を記載しています。
第3章	検視・検案活動等	遺体収容所において集中的に行われる検視・検案業務等について、関係機関の活動内容に関する事項を記載しています。
第4章	遺体の火葬・保存等の取扱い	検視・検案を終えた遺体の取扱いについて、遺体収容所における死亡届の受理・火葬許可証等の発行、遺体の火葬場への搬送体制、火葬体制の確保等に関する事項を記載しています。

- 4 本マニュアルは、平成9年3月に、学識経験者、都医師会、都歯科医師会、陸上自衛隊、日本赤十字社東京支部、区市町村、警視庁、都衛生局などで構成する、「東京都災害医療運営連絡会」において検討及び作成されたものについて、平成23年3月に発生した東日本大震災における経験及び関係機関の意見等を踏まえて、改訂を行ったものです。



## 第1章

### 遺体の取扱いの概要

●本章のポイント●

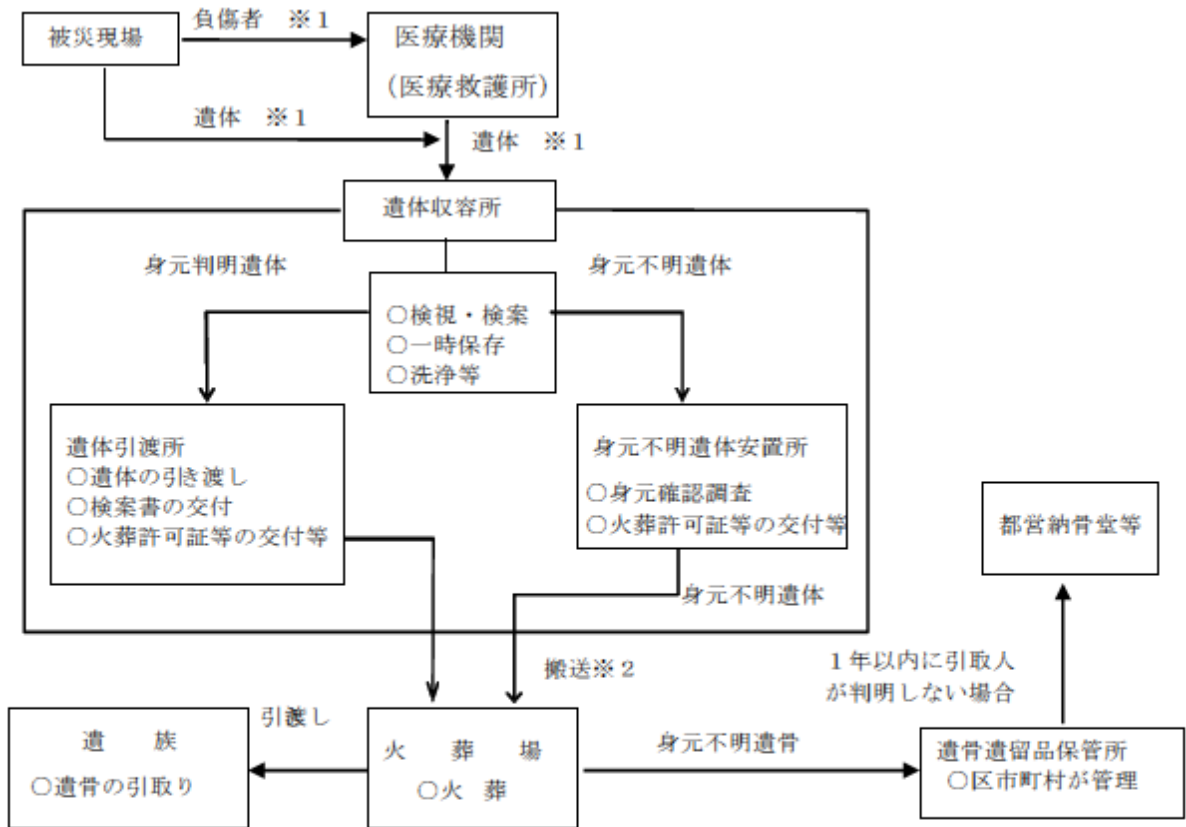
- 1 本章では、都における遺体の取扱いの概要等を取りまとめています。

1 遺体の取扱いの概要

(1) 遺体の取扱いの流れ

- 災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視（用語集①）・検案（用語集②）、火葬等の各段階において、都、警視庁、区市町村及び関係機関（用語集③）相互の連絡を密にして遅滞なく行動し、人心の安定を図ることが必要です。また、遺体の取扱いに際しては、死者への尊厳に十分配慮することが必要です。
- 遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより都、警視庁、区市町村及び関係機関が協力して行うこととします。

【遺体取扱いの流れ図】



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力

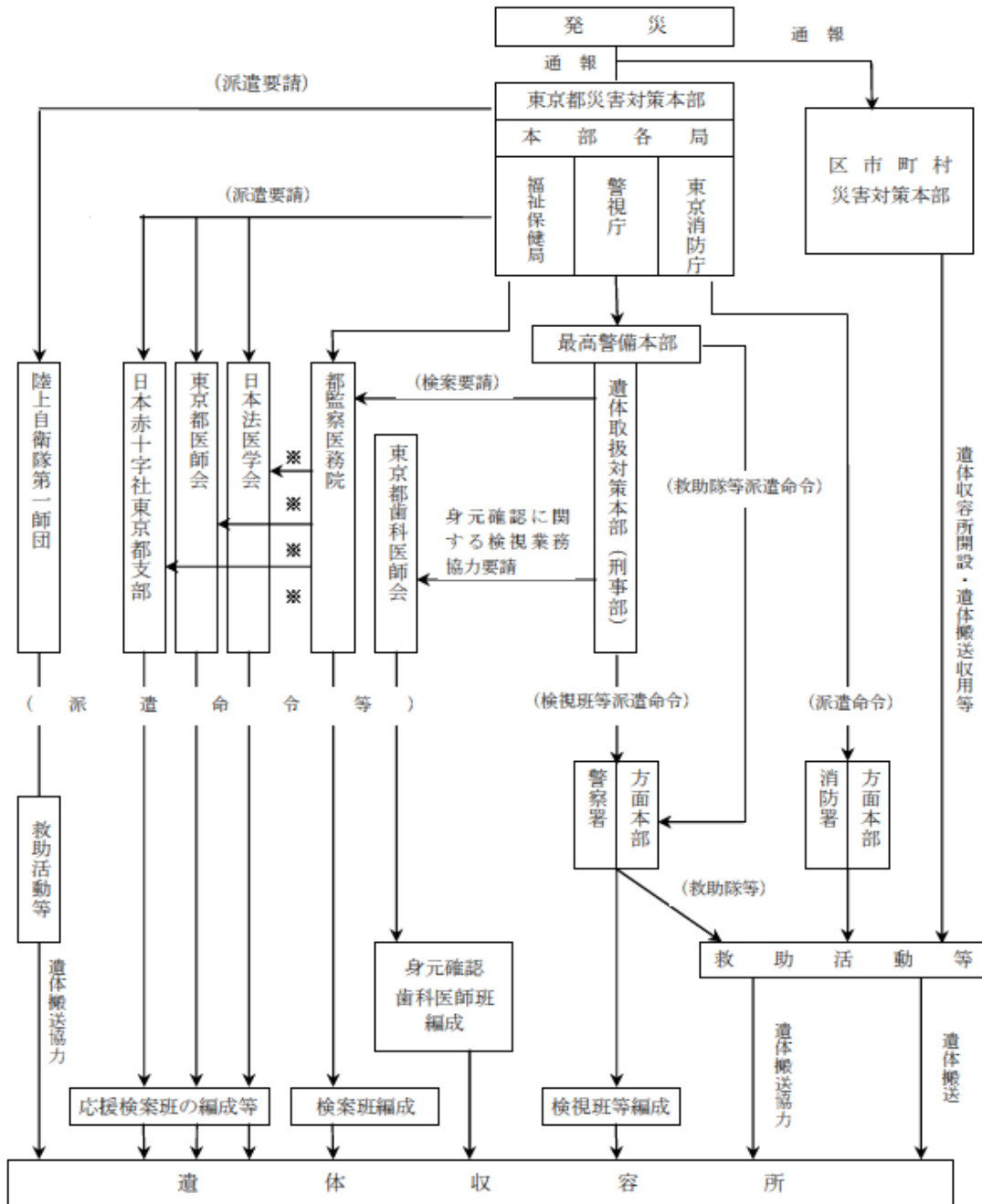
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

(2) 遺体検視・検案活動等の発令、要請及び情報連絡系統

- 検視・検案活動等の遺体（死亡者）の取扱いに関する関係機関の発令、要請及び情報連絡系統図は、次のとおりです。

【遺体検視・検案活動等の発令、要請及び情報連絡系統図】



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する都監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、都監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。





## 第2章

### 遺体等の捜索・収容・搬送 及び遺体収容所設置等

#### ●本章のポイント●

- 1 本章では、行方不明者の捜索、発見遺体の収容・搬送及び遺体収容所の設置等に関する標準事項等を取りまとめています。
- 2 関係機関は、行方不明者等の捜索により遺体を発見した時には、適切に検視・検案を行うため、密接な連携のもとに遺体の収容や遺体収容所への搬送等を実施することとします。
- 3 各区市町村は、警視庁（各警察署）、都福祉保健局などと連携の上、災害時の検視・検案活動等を迅速かつ適切に行うため、遺体収容所の設置に係る各種条件整備に努めることとします。

1 行方不明者の捜索、発見遺体の収容・搬送

(1) 捜索・収容活動等に関する機関別の取組内容

- 関係防災機関（用語集④）の活動体制、活動内容は次表のア～エのとおりとします。
- 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区市町村は連携して遺体収容所の確保を図ることとします。

ア 遺体の捜索についての取組内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警 視 庁	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
区 市 町 村	○ 関係機関と連携し、行方不明者の捜索、遺体の収容を実施する。
陸 上 自 衛 隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○ 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇または航空機の応援派遣を求めて捜索に当たる。 ○ 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区市町村に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ 遺体の搬送(遺体収容所まで)についての取組内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 区市町村及び関係機関との連絡調整を実施する。 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
区 市 町 村	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 ○ 遺体の搬送にあたり、警視庁(各警察署)への通報や、状況に応じ、作業員の雇上げ又はボランティアの活用等を考慮する。

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集する。</li> <li>○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集する。</li> <li>○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等の編成、派遣命令を行う。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施し、順次開設する。</li> <li>○ 都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知する。</li> <li>○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。</li> <li>○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。</li> <li>○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。</li> <li>○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。</li> </ul>

エ 都民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。</li> </ul>

(2) 遺体収容所への遺体の搬送

- 区市町村は、遺体収容所の管理責任者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送することとします。
- 区市町村は、遺体の搬送にあたり、警視庁（各警察署）への通報、状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼、作業員の雇上げ又はボランティアの活用等について考慮するようにします。
- 遺体の搬送にあたっては、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について可能な限り確認し、遺体収容所における遺体の受付の際に支障のないようにします。
- 身元が明らかな遺体を搬送する場合は、遺族等が付き添うことを原則とします。

- 都総務局は、区市町村が行う遺体の搬送について、区市町村及び関係機関との搬送支援に関する連絡調整を行うとともに、状況に応じて、陸上自衛隊に対して遺体の搬送要請を行います。

## 2 遺体収容所の設置等

### (1) 遺体収容所の設置

- 区市町村は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、遺体収容所の設置に関すること等について、都、警視庁（各警察署）等関係防災機関と協議し、遺体を迅速に収容する体制を確立することとします。併せて、都及び警視庁（各警察署）と連携の上、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を整備することとします。
  - 区市町村は、災害発生後速やかに必要資器材の確保・調達と併せ、遺体収容所を設置し遺体を収容するとともに、設置状況について、速やかに都及び警視庁（各警察署）に報告することとします。
  - 都は、区市町村から遺体収容所の設置の報告を受けた場合、都監察医務院及び関係機関に設置状況を連絡し、検案を要請することとします。
  - 遺体収容所は、避難所、医療救護所とは別の場所に確保・設置することとします。また、遺族等が検視・検案活動等のさまたげにならないように配慮するものとします。
  - 遺体収容所の設置等には、以下の事項を考慮するものとします。
    - ア 水、通信及び交通手段を確保できる場所
    - イ 検視・検案活動のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所  
なお、遺体収容所に適当な既存建物が無い場合は、天幕、幕張り等を設置することとします。
- (注) 検視・検案場所は、遺体が外部から覗かれないような配慮(外部からの遮断)を施します。
- 区市町村は、遺体収容所の開設・運営等に関して、区市町村の対応能力のみでは十分でないとき、都及び関係機関に支援を要請します。(参照：遺体収容所における標準的な配置区分図 P.13)
  - 都は、区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設・衛生管理運営等に必要な指導・支援措置を講じます。

### (2) 遺体収容所での活動

- 区市町村は、都及び警視庁（各警察署）と連携の上、遺体収容所における検視・検案活動等を迅速かつ的確に行える体制を整備することとします。
- 区市町村は、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等にあたらせることとします。

- 遺体収容所においては、検視・検案活動の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証等の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとします。

### (3) 遺体の一時保存、洗浄等

- 災害時の遺体は、その顔ぼうの形状をとどめていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行うこととします。
- 区市町村は、検視・検案が未実施の遺体の一時保存に関し、都及び警視庁（各警察署）と緊密な連携の上、適切に取り扱うこととします。
- 泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないことや、遺体腐敗を速め感染症発生の原因にもなりかねません。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となります。区市町村は、都福祉保健局と連携の上、必要に応じて作業員の雇い上げ、ボランティアの活用等により、遺体の洗浄、消毒等の処置を施します。
- 区市町村は、遺体の一時保存や洗浄等の実施に際して、次の書類・帳票を整備することとします。
  - ア 遺体処理台帳（様式例④ P.65）
  - イ 遺体処理費支出関係証拠書類

### (4) 遺体収容所に関する住民広報等

- 区市町村は、都及び警視庁（各警察署）と連携の上、遺体収容所の設置状況、遺体収容の状況等に関し、報道機関等への情報提供など、住民に対する広報に努めることとします。
- 区市町村等関係機関は、遺体収容所において、遺族が諸般の手続き等に関して戸惑うことがないように、遺族の心情を考慮しながら適切な対応に努めることとします。
- 遺体収容所の管理責任者は、遺体収容所において行う住民広報等、遺体収容所内で活動する関係機関相互に係わる事項について、状況に応じた情報連絡・調整等を行うこととします。

### 3 平常時における準備等

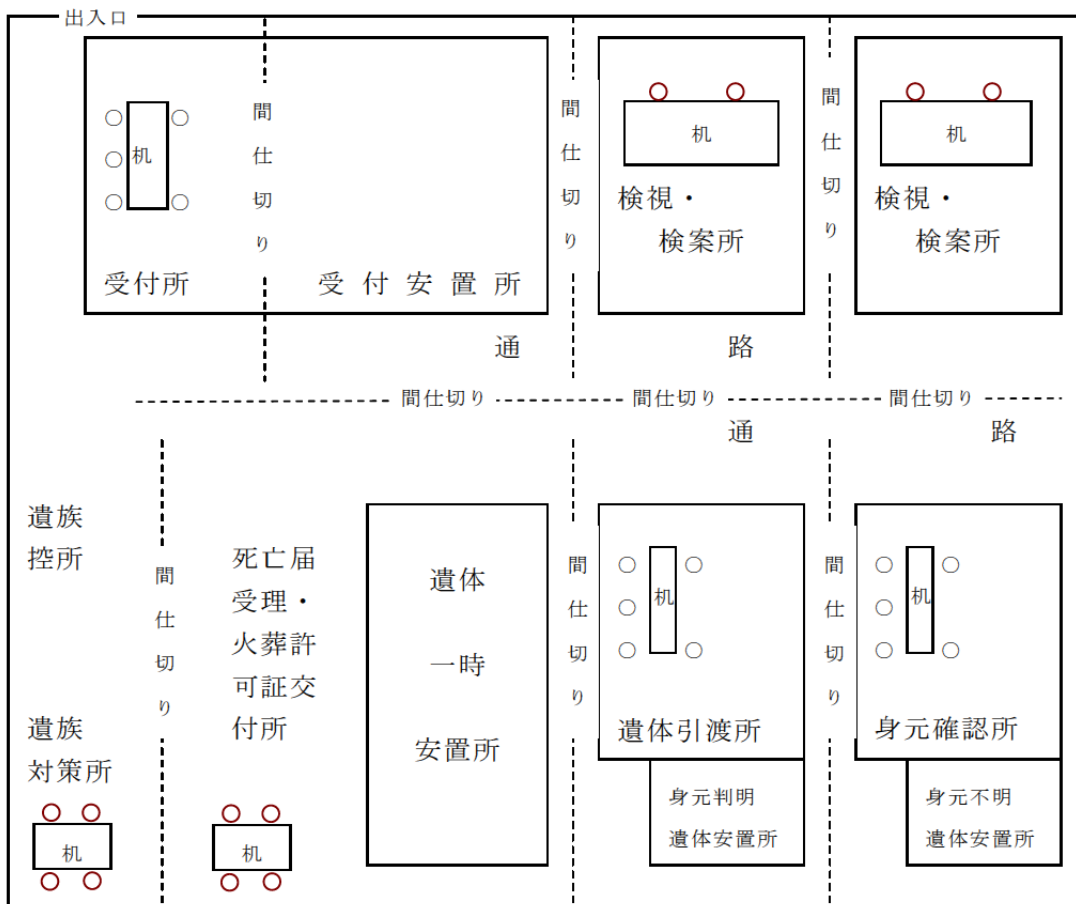
#### (1) 遺体収容所設置に係る事前準備等

- 区市町村は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係防災機関と協議を行い、条件整備に努めることとします。
  - ア 遺体収容所の管理責任者の指定等、管理全般に関する事項
  - イ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
  - ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
  - エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 区市町村は、遺体収容所における検視・検案等活動が、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認活動の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努めることとします。
  - ア 屋内施設
  - イ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
  - ウ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
  - エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮することとします。

#### (2) 遺体収容所設置における資器材の備蓄・調達

- 区市町村は、行方不明者の搜索及び行方不明者の搜索に伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類・帳票を整備することとします。
  - (ア～ウの様式例は資料編参照)
  - ア 救助の実施記録日計票（様式例① P.65）
  - イ 遺体の搜索状況記録簿（様式例② P.65）
  - ウ 救助の種目別物資受払状況（様式例⑤ P.67）
  - エ 遺体の搜索用関係支出証拠書類
- 区市町村は、遺体収容所設置に必要な資器材の確保・調達について、可能な限り体制の整備を図ることとします。（参照：必用資器材等一覧 P.68）

【遺体収容所における標準的な配置区分図】







## 第3章

### 検視・検案活動等

#### ●本章のポイント●

- 1 本章では、検視・検案活動等に関する標準事項等を取りまとめています。
- 2 検視・検案活動等は、各区市町村により設置された遺体収容所において、原則として集中的に実施されます。
- 3 都及び区市町村は、医療救護活動と秩序ある分担の下に、検視・検案活動等が実施されるよう関係機関と連携を図ることとします。

注 明らかに災害とは異なる原因による死亡で、死因が不明な遺体の検視・検案については、遺族の心情等に配慮し、平常時の対応(業務継続(BCP)にかかる対応)とします。

1 検視・検案班の構成等

(1) 検視・検案・身元確認等に関する機関別の活動内容

- 検視・検案・身元確認等に関する関係機関別の活動内容は、次のとおりです。

ア 検視・検案に関する都・区市町村等が行う活動内容

機 関 名	活 動 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事は、都監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。</li> <li>○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。</li> </ul>
都 監 察 医 務 院	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都監察医務院長は、知事から検案要請があった場合は、速やかに院内に災害活動対策本部を立ち上げ、検案活動にかかる準備を行う。</li> <li>○ 都監察医務院長は、遺体収容所の設置場所の確認を行うとともに、必要に応じて、日本法医学会、都医師会等の応援を受け、検案班の編成・派遣先等を調整する。</li> <li>○ 都監察医務院長は、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。</li> <li>○ 必要に応じて、都福祉保健局に協力を要請し、検案に必要な死体検案書類等を院内保管庫から各遺体収容所へ搬送する。</li> <li>○ 検案班の責任者（都監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う関係機関と調整し検案活動を実施する。</li> <li>○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 大規模災害時においては、「監察医を置くべき地域を定める政令」に基づく監察医制度の施行区域(区部)に係わらず、東京都全域において、都監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）は、警察署長に命じ、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</li> <li>○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、都監察医務院長に検案を要請する。</li> <li>○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。</li> <li>○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。</li> </ul>

イ 関係機関が行う活動内容

- 関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都福祉保健局（都監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機 関 名	活 動 内 容
都 医 師 会	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
日 本 法 医 学 会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力する。

ウ 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「身元確認班（用語集⑤）は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。</li> <li>○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班（用語集⑥）」に引き継ぐ。</li> <li>○ 概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区市町村長に引き継ぐ。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。</li> <li>○ 警視庁（身元確認班）から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（※）を経過した身元不明遺体を火葬する。</li> <li>○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。</li> <li>○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</li> </ul>
都 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。</li> <li>○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。</li> </ul>

※一定期間：遺体の状態の変化も考慮すると、可能な限り早期に火葬することが望ましい。  
状況等により異なるが、概ね遺体引継ぎから1週間程度とする。

エ 遺体の遺族への引き渡しについての活動内容

機 関 名	活 動 内 容
警 視 庁	○ 区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。
区 市 町 村	○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(2) 検視班等の編成・出動

- 大規模災害等が発生した場合、警視庁（各警察署長等）は、検視活動を円滑・適正に行うため、遺体収容所ごとに受付所、検視・検案所、遺体引渡所、遺族控所及び遺族対策所を設け、死体受付班（用語集⑦）、検視班、身元確認班、遺体引渡班及び遺族対策班（用語集⑧）を編成し、遺体収容所等への出動を発令します。なお、各班の行う活動等については、警視庁の定める基準等によります。（参照：遺体収容所における標準的な配置区分図 P.13、大規模災害時検視・検案・身元確認概要図 P.20）
- 検視班の責任者は、遺体収容所等で業務を行う関係機関と協議・調整の上、検視活動を進めます。
- 検視班は、次の基準により、原則として、各警察署毎に3班編成されます。

【検視班編成基準】

担当業務等	編成人員等	担当業務等	編成人員等
検視責任者	1	写真撮影	1
検視補助・記録	2	指紋採取	2
検案補助(立会い)	1	合計	7

(3) 検案班の編成・出動

- 大規模災害等が発生した場合、都監察医務院長は、検案要請の状況を勘案し、警視庁遺体取扱対策本部（刑事部）と必要人員、派遣地域等を連絡調整の上、検案班を編成し、遺体収容所等への出動を発令します。
- 都福祉保健局は、必要に応じて、日本法医学会、都医師会等の応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じます。
- 都福祉保健局又は都監察医務院長は、検案医等の支援・協力を受ける場合は、当該医師の顔写真入りの身分証明書（運転免許証・資格証等）の提示を求め、協力検案医名簿（P.79）により本人確認をします。なお、協力検案医名簿に記載のない医師については、厚生労働省ホームページ（医師等資格確認検索システム）を用いて医師資格を確認します。
- 検案班の責任者（都監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で活動する関係機関と協議・調整し、検案活動を進めます。

- 検案班は、原則として次の基準で編成されます。

**【検案班編成基準】**

構成	編成人員			計
	監察医(検案医)	監察医補佐(作業)	事務(運転等)	
都監察医務院	1	1	1	5(7)
応援監察医等	2	(1)	(1)	

※ 都監察医務院の監察医には、非常勤監察医を含む。

※ 括弧書きの数字は、確保することが望ましい人員数。

- 都福祉保健局及び都監察医務院長は、検案班の処理能力で対応しきれない場合については、遺体収容所の設置数、遺体処理数等を勘案し、班編成を臨機応変に調整することとします。
- 検案に従事する監察医(検案医)等は、検案を担当している旨を表記(「東京都検案医」、「東京都検案班」)等した腕章等を着用するなど、遺体収容所等における混乱防止に配慮します。

**2 検視・検案活動等**

**(1) 遺体の受付**

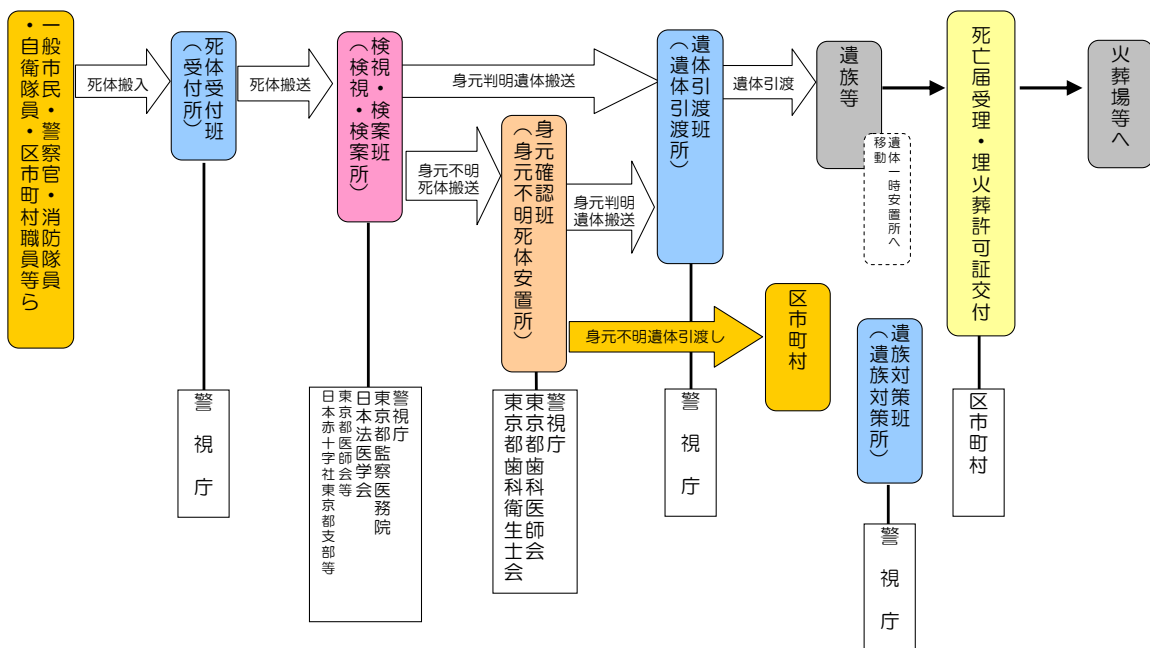
- 遺体収容所における検視・検案活動を適正かつ円滑に実施するため、遺体の受付業務に際しては、警視庁(各警察署)及び区市町村が、適切な連携体制を保持することとします。
- 遺体の受付業務は、警視庁(各警察署)及び区市町村が、協力して行うことを原則とします。
- 区市町村職員が遺体の受付業務に従事する場合、検視・検案活動等に関連し留意すべき事項については、警視庁(各警察署)「死体受付班」職員の指示に基づくこととします。
- 警視庁(各警察署)の編成による「死体受付班」は、下記事項に留意の上、遺体の受付業務を行うこととしています。
  - ア 搬入される遺体の受付所を遺体収容所の入口に近い場所に設置し、被災住民に分かりやすく「受付所」の表示をする。
  - イ 搬入された遺体は、「完全死体」(頭部のある遺体)と「一部死体」(頭部のない遺体)に区分して、区分別の搬入順に番号を付して、番号(以下、「完全死体番号」又は「一部死体番号」という。)をカードに分かりやすく大きく記載する。
  - ウ 受付時、受付順に付した死体番号の一覧表を作成し、今後の進捗管理等に活用するとともに、併せて、掲示用の白板ボードにも補完記載し、都及び区市町村等との調整に活用する。
  - エ 遺体搬入者に対して、遺体発見者・遺体の発見日時・発見場所・発

## 検視・検案等活動マニュアル

見時の状況・遺体の身元認知の有無等、検視及び身元確認に必要な事項を聴取し、上記死体番号記載のカードに記録した上、ケースに収納して遺体に結着する。

- オ 受付を終わった遺体は、遺体搬入者により、受付所に設置された「受付安置所」に移送させ、検視・検案を受けるまで安置する。
- 検視・検案活動は、区市町村が設置する遺体収容所において行うものとします。ただし、遺体の搬送が困難など遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関など死亡確認現場においても行うこととします。なお、その際においても本マニュアルに準じて適切に対応するものとします。

### 【大規模災害時検視・検案・身元確認概要図】



## (2) 検視活動の流れ

- 警視庁の編成による「検視班」は、下記事項に留意の上、検視活動を行うこととしています。
- ア 検視・検案をする場所には、「検視・検案所」の表示をする。
- イ 検視・検案は、原則として死体番号順に行う。
- ウ 検視の結果は、所定の用紙に記録した上、前記の死体番号等を記載したカードの入った収納ケースに同封する。
- エ 検視に当たっては、身元が明らかな遺体については必要最小限の写真撮影を行い、身元不明遺体については、身元を特定するのに必要な顔ぼう及び手術痕等の身体特徴・所持金品・着衣等を確実に撮影する。
- オ 身元が明らかな遺体であっても、当該遺体に自動車運転免許証等の身分を証明する物があるときは、遺体と共に写真撮影する。
- カ 検視が終わったときは、その場で「検案班」の監察医(検案医)により検案を行い、「検視班」員はこれに立ち会い、検案の補助をする。  
⇒ (3) 検案活動の流れ (P.22) へ
- キ 遺体の所持金品は、まとめて収納袋に収納し、遺体と切り離すことなく常に一体的に保管する。
- ク 検視・検案終了後、受付所備え付けの死体番号の一覧表に、検視・検案状況等を補記するとともに、併せて、掲示用の白板ボードにも補記する。
- ケ 検視・検案を終わった遺体については、身元が判明した遺体は「遺体引渡所(遺体引渡班)」に移送し、身元不明の遺体及び一部死体は「身元確認所(身元確認班)」に移送する。



(H24年度東京都目黒区合同防災訓練・検視検案活動 向原小学校体育館会場)

### (3) 検案活動の流れ

- 都監察医務院の編成による検案班は、下記事項に留意の上、検案活動を行うこととします。
  - ア 検案は、警視庁「検視班」による検視が終わり次第又は検視とともに、警視庁作成の所定の記録の提示を受け、検視班員の立ち会いを得て、身元判明遺体から順次行う。
  - イ 監察医(検案医)は、別記関係様式(P.38)の「死体検案調書(大規模災害時用)兼死体検案書」(3枚複写式)に所要事項を記載する。記載にあたっては、検案所見はもとより、今後の対策等に活かす観点から死亡前後の状況・死亡までの経過等についても、事態の正確な把握に努め、できるかぎり具体的詳細な記述に留意する。また、死体番号は、取り違い等の事故を確実に防止するため、検視班が作成する死体番号等を記載した検視カードから転記する。併せて、死体番号を傍らに掲示して、死体の顔ぼう・状態等をデジタルカメラ等で撮影する。
  - ウ 監察医(検案医)は、「死体検案調書(大規模災害時用)兼死体検案書(P.38)の作成については、業務の効率的執行を図るため、検案班補助員に代行させることができるものとする(署名捺印は担当監察医(検案医)が行う。)
  - エ 「死体検案調書(大規模災害時用)兼死体検案書」は、作成の上、1枚目(都監察医務院の控・原本(P.38))を保管するとともに、複写2枚目(所轄警察署等の控(P.39))を立ち会い検視班員に交付する。
  - オ 複写3枚目にあたる「死亡届兼死体検案書」(遺族交付用(P.40))を警視庁「遺族引渡班」の協力を得て、遺族または遺体引取人に交付する。
  - カ 検案班は、「死体検案調書(大規模災害時用)兼死体検案書」の1枚目(P.38)を遺体の受付時に遺体収容所ごとに付与された遺体収容所番号により整理するとともに、遺体収容所ごとに、検案一覧表を作成する。なお、トリアージが行われた事案については、トリアージ・タグを「死体検案調書(大規模災害時用)兼死体検案書」の1枚目(P.38))とあわせて整理保管する。
  - キ 監察医(検案医)は、検案の結果、解剖を必要と判断した場合は、都監察医務院長と協議・調整の上、その指示に従い所要の措置を行う。なお、解剖を要する遺体の搬送については、都監察医務院で行うのが基本であるが、搬送が出来ない状況の時は、警察車両に搬送を依頼する。
- 応援監察医(検案医)は、作成した「死体検案調書(大規模災害時用)兼死体検案書」の1枚目(P.38))を、検案日、検案場所別等に分類し、都監察医務院へ提出します。
- 死体検案書の発行機関は都監察医務院とし、「死体検案調書(大規模災害時用)兼死体検案書」の1枚目(P.38))等当該検案にかかる記録は全て、都監察医務院に帰属・保存されるものとします。



#### (4) 身元不明遺体の身元確認調査

- 警視庁の編成による「身元確認班」は、下記の事項に留意の上、身元確認調査を行うこととします。
  - ア 身元を確認調査する場所には、「身元確認所」の表示をする。
  - イ 身元不明の完全死体は、必要に応じて歯科医師の応援の下に歯牙の特徴を把握し、歯型を採取するなど、身元確認に努める。
  - ウ 警察署・交番等において受理された捜索願と照合して身元確認に努めるほか、遺体取扱対策本部(警視庁刑事部)に対し、最高警備本部(警視庁本庁)において把握されている行方不明者の届出との照合を依頼する。
  - エ 遺体収容所において住民等から行方不明者の届出を受けた場合は、行方不明時の状況・着衣の特徴・所持金品・身体特徴等を聴取した上、「行方不明者届出票」を作成するとともに、身元不明遺体と照合して身元確認に努める。
  - オ 身元確認調査の結果身元が判明した時は、着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」に引き継ぐとともに、所要の届書に補記する。
  - カ 身元の判明しない遺体については、遺体の発見場所・着衣・所持金品等の情報を身元不明状況確認用の一覧表に記載して、「遺族対策班」の「遺族対策所」の目立つところに掲示する。また、必要に応じて顔ぶらを撮影した写真を活用する。掲示の結果、身元が判明した場合は、オ項によるとともに、所定の一覧表に身元判明の有無を補記する。
  - キ 概ね2日間身元確認調査をしても身元が判明しなかった場合は、所持金品とともに遺体を区市町村に引き継ぐ。

ただし、身元確認調査はその後も引き続き行い、身元が判明した時は速やかに区市町村長に通知するとともに、所定の一覧表に身元判明の有無を補記する。

#### (5) 遺体の遺族等への引渡し

- 検視・検案を終えた遺体は、速やかに遺族等へ引き渡します。
- 遺体の引渡業務は、警視庁(各警察署)及び区市町村が協力して行うことを原則とします。
- 区市町村職員が遺体の引渡し業務に従事する場合、検視・検案活動等に関連し留意すべき事項については、警視庁の「遺体引渡班」の指示に基づくこととします。
- 警視庁の編成による「遺体引渡班」は、下記の事項に留意の上、遺体引渡しを行うこととしています。
  - ア 遺体を引き渡す場所には、「遺体引渡所」の表示をする。
  - イ 「検視班」又は「身元確認班」から引継ぎを受けた遺体及び所持金品・着衣等は、記録と対照した上、速やかに引取人に連絡する。
  - ウ 遺体の引渡しに当たっては、引取人の身元及び遺体との関係を確認する。

- エ 家族・親族等の申告により初めて身元が判明した遺体については、遺体が申告者の申し立てる者に相違ないとする客観的資料を得てから引き渡すこととする。
- オ 現金及び貴重品の取り扱いについては紛失防止に努めるなど特に慎重を期し、引取人への引渡しに当たっては現物を確認させた上、「死体及び所持金品引取書」に署名させる。
- カ 遺体の引取人に対しては、監察医(検案医)作成の「死亡届兼死体検案書」(遺族交付用(P.40))を必ず受領させ、区市町村死亡届受付窓口に提出のうえ火葬許可を取るよう指導する。
- キ 「遺体引渡所」で「死亡届兼死体検案書」(P.40)が交付された遺体は、「遺体一時安置所」に移送して納棺した後、火葬場へ搬送するまでの間、安置する。
- ク 遺体引取完了後、受付所備え付けの死体番号の一覧表に、引取人氏名等を補記するとともに、併せて、掲示用の白板ボードにも補完追記する。
- 外国人遺体の取り扱いについては、併せて下記の事項に留意します。
  - ア 遺体が身元の明らかな外国人であった場合は、検視・検案終了後に「遺体引渡班」が当該遺体の国籍国の領事機関に通報する。
  - イ 領事機関への通報に当たっては、引取人が日本にいないなど、「早急に遺体を引取ることができない場合は、区市町村長に引き渡され火葬に付される」旨を明確に告げる。
  - ウ 引取人のいない外国人遺体を区市町村に引き渡す時は、領事機関の意向を、確実に伝える。
  - エ 区市町村に引き渡した後、外国人遺体の国籍が判明した時は、速やかに領事機関に通報する。

## (6) 遺族に対する接遇

- 遺体収容所において検視・検案活動等に従事する都監察医務院、区市町村及び警視庁職員等は、遺族に対しては、その心情を察した真摯な態度で接遇し、死者の尊厳を冒瀆するような不謹慎な言動は厳に慎むこととします。
- 警視庁の編成による「遺族対策班」は、下記の事項に留意の上、遺族対応を行うこととします。
  - ア 遺族等を接遇する場所には、「遺族対策所」及び「遺族控所」の表示をする。
  - イ 「遺族対策班」は、「遺族対策所」において遺族に対し、身元不明の一覧掲示内容等を活用し、遺体収容所の状況、遺体捜索の進展状況等諸活動に関する広報を積極的に行うとともに、遺族からの相談に対しては懇切に応じる。
  - ウ 遺族が遺体の火葬手続き等に戸惑うことのないように、積極的に教示・指導する。

(7) 通常事業継続計画（BCP）にかかる対応

基本方針

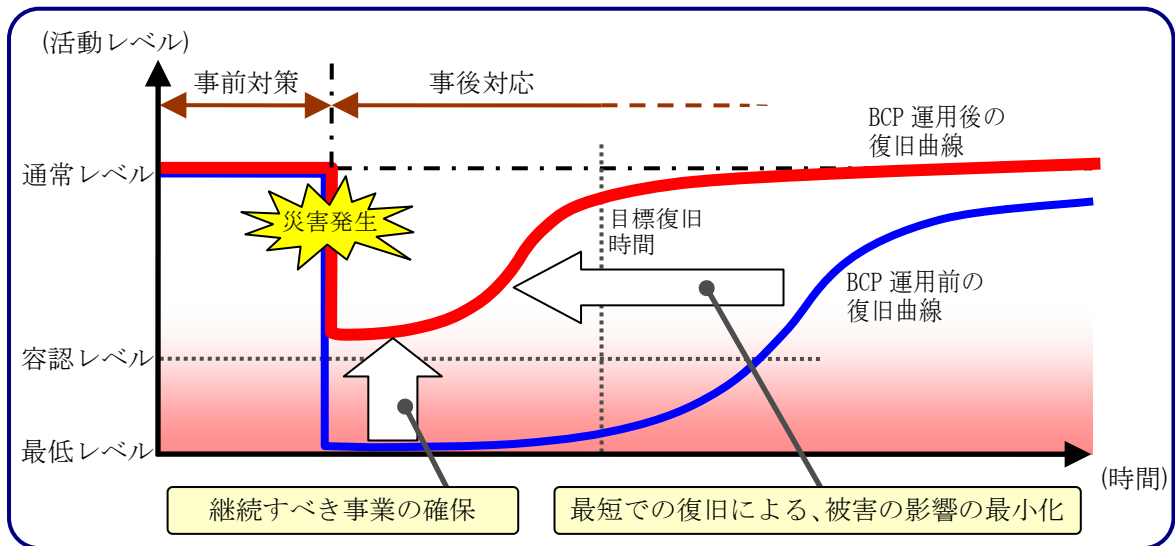
○ 災害における検案要請と通常検案が行われるが、災害の規模及び参集状況に応じて、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と都監察医務院長が調整を行い、遺族等に配慮しつつ、遺体収容所などに検案班を派遣します。

○ 通常検案については、原則として、都監察医務院の監察医（非常勤監察医を含む）が対応します。

※ 死体検案調書の用紙が異なるので注意を要する。

○ 時間の経過とともに通常検案に切り替わっていきませんが、都監察医務院災害対策本部が設置されている間は、災害時の検案要請を優先します。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



(平成 20 年 11 月策定 都政のBCP（事業継続計画）＜地震編＞より)

### 3 平常時における準備等

#### (1) 検視・検案活動に係る事前準備等

- 都及び警視庁（各警察署）は、検視・検案活動をする上で、関係する事項について、予め区市町村及び関係防災機関と協議を行うなど、条件整備に努めることとします。

#### (2) 検視・検案活動に供する資器材の備蓄・調達

- 都及び警視庁（各警察署）は、検視・検案活動に供する資器材の確保・調達について、可能な限り体制の整備を図ることとします。
- 検視・検案活動に際して、必要な資器材については、資料編の「必要資器材等一覧」（P. 68～69）を参照願います。

#### (3) 検案医の養成

- 都は、東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度（用語集⑨）の普及啓発に努めることとします。

#### (4) 防災訓練を通じた連携・体制の強化

- 都福祉保健局は、発災時、遺体収容所における検視・検案活動が速やかに実施できるよう区市町村の施設等で防災訓練を実施・検証し、連携及び体制の強化を図っていきます。

## 第4章

### 遺体の火葬・保存等の 取扱い

#### ●本章のポイント●

- 1 本章では、検視・検案を終えた遺体の取扱い及び広域火葬の実施に関する標準事項を取りまとめました。
- 2 広域火葬の実施に当たっては、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都、区市町村、火葬場及び関係機関が相互に協力し、円滑な遺体の火葬に努めることとします。
- 3 区市町村は、遺体収容所における死亡届の受理・火葬許可証等の迅速な発行や遺体の搬送体制等、遺体を速やかに火葬に付す体制を確立するための条件整備に努めます。
- 4 火葬場は、資機材等の確保など、災害時においても円滑に火葬が行える体制の確立に努めることとします。
- 5 都は、被災状況を把握し、広域火葬に関する区市町村の支援体制及び近隣県、関係団体等との協力体制の確立に努めることとします。

## 1 死亡届の受理・火葬許可証等の発行等

### (1) 死亡届の受理・火葬許可証等の発行

- 区市町村は、検視・検案を終え、遺族等に引き渡された遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理することとします。死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証を発行することとします。
- 区市町村は、遺体収容所における死亡届の受理と火葬許可証の発行を迅速・適切に実施するため、遺体収容所への職員の配置、必要書類等の確保・供給などに関する条件整備に努めることとします。
- 死亡届や火葬許可証の発行に必要な火葬許可申請書に遺族等が必要事項等を記入する際には、遺族等に対して、その心情に考慮した適切な対応に努めることとします。
- 都は、迅速・適切な死亡届の受理と火葬許可証の発行等に係る体制に関して、状況に応じて必要な支援措置を講じることとします。
- 「墓地、埋葬等に関する法律」では、火葬を行おうとする者は区市町村長の許可を受けなければならないと規定していますが、大規模災害等発生時には、多数の死亡者の発生、交通事情の悪化、死亡届に係る確認作業の困難等の障害が予想され、火葬許可証の通常の実行体制では、火葬の実施上、遅滞を招くおそれがあります。都福祉保健局においては、大規模災害等発生時に伴う事態の重大性と公衆衛生上の緊急性を考慮して、区市町村が火葬許可証の発行の際に必要な戸籍等による確認作業が困難な場合、火葬許可証に代わる証明書等で、迅速な対応が可能となるよう、厚生労働省に対して、特例的な措置を認める通知の発出を要請する等、必要な支援措置を講じることとします。
- 死亡届・火葬許可証の様式等については、資料編（P. 49～68）を参照して下さい。

---

---

## 2 火葬までの遺体の保存

### (1) 遺体一時安置所の設置

- 区市町村は、検視・検案を終えた遺体を保管しておくために、下記の事項に留意の上、遺体収容所に遺体一時安置所を設置することとします。
  - ア 遺体数に応じた広さを確保する。
  - イ 遺体の保存は、遺体の搬送の利便性及び室温に考慮した場所を確保する。

### (2) 遺体収容所の運営

- 区市町村は、円滑な遺体の保存及び搬送のための遺体収容所の運営に関し、下記の事項について定めることとします。
  - ア 遺体収容所の管理責任者は、遺体の保存及び搬送に関する業務の分担と人員の配置等を行う。
  - イ 遺体に関する名簿の作成、管理（保存状況・搬送の進行状況）を行う。
  - ウ 「遺体送付票」（様式例⑥ P.67）を作成する。
  - エ 遺体の搬出入に関する連絡及び調整を行う。
  - オ 遺体の保存に必要な機材等の確保及び調整を行う。

### (3) 遺体の保存に必要な機材等の確保

- 区市町村は、棺、遺体保存剤等必要な資機材を確保することとします。
  - また、遺体の搬出入に使用する機材（台車、担架等）等を確保しておくこととします。
- 区市町村は、遺体収容所における次の作業に必要な人員を確保することとします。
  - ア 遺体の搬出入
  - イ 検視・検案を終えた遺体と名簿の確認
  - ウ 遺体の保存状況の確認
  - エ 棺への表示等
- 区市町村は、遺体収容所における遺体保存の状況を把握し、必要に応じて都に対して遺体保存のための協力を要請することとします。
- 都は、被災区市町村から遺体保存のための協力要請があった場合には、応援可能な区市町村や関係業界等と調整することとします。

### 3 広域火葬の実施

#### (1) 広域的な火葬の実施

- 広域火葬とは、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、大規模な災害により被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合において、都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいいます。
- 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、東京都災害対策本部（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、災害規模等に応じた効率的な広域火葬体制を推進することとします。
- 区市町村は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努めることとします。
- 広域火葬体制においては、都内全域の遺体を広域火葬の対象とします。

#### (2) 被災状況の把握及び報告

- 都は、都内で大規模な災害（おおむね震度 6 以上の地震など）が発生した場合、近隣県の火葬場に関する情報を収集することとします。  
また、必要に応じて、都内の火葬場に対し、被災状況等の報告を求めます。（様式 1 P. 49）
- 火葬場経営者は、大規模な災害等が発生した場合、下記の情報を把握し都に報告することとします。（様式 2 P. 50）
  - ア 施設の被災状況（火葬炉等）
  - イ 施設の稼動状況又は再開の予定
  - ウ 火葬要員に関する状況（職員の安否及び出勤可能性）
- 区市町村は、平常時に使用している火葬場の被災情報を把握することとします。
- 都は、広域火葬に必要な情報を集約し、国に必要な情報を報告することとします。

#### (3) 広域火葬実施の決定

- 区市町村は、平常時に使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断したときは、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請することとします。（様式 3 P. 51）
- 都は、区市町村からの報告及び広域火葬に関する応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定することとします。

#### (4) 広域火葬の対応方針の決定

- 都は、区市町村、警視庁及び都内火葬場から、遺体保管所、遺体引継ぎ



及び火葬態勢等の状況について情報収集を行います。それらの情報を基に、近隣県への依頼の必要性、身元不明遺体について火葬場や火葬の時間帯を分けるかなど、適切な実施方法を検討し、対応方針を定めます。

#### (5) 広域火葬体制の周知

- 都は、都内全域で広域火葬を実施することを決定したときは、速やかに全区市町村及び関係団体に対し周知することとします。
- 都は、都内の火葬場に対して、広域火葬体制にあることを連絡することとします。
- 区市町村は、火葬許可証発行窓口、広報媒体等を通じて住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知するとともに、理解と協力を求めることとします。
- 都は、報道機関等を通じて、都民に広域火葬体制においては都内全域が対象となることを周知するとともに、理解と協力を求めることとします。
- 都は、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知し、国へは都内全域を広域火葬体制としたことを報告することとします。

#### (6) 火葬に関する相談への対応

- 区市町村は、火葬許可証発行窓口等において、火葬の受付を行うとともに火葬に関する住民からの相談に応じることとします。
- 区市町村は、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限や吊り方法、焼骨の受渡し方法などについて、遺族感情を十分考慮したうえで説明することとします。
- 区市町村は、広域火葬体制のもとでは自然死、病死等の事由による遺体についても、災害による遺体と同様に取扱うこととします。

#### (7) 広域火葬体制への応援・協力

- 都は、広域火葬体制を実施する場合、被災していない応援可能な都内の火葬場に対して応援・協力を要請し（様式 4 P. 52）、広域火葬の受入れについて報告を求める（様式 5 P. 53）こととします。

また、都の区域内での火葬が困難な場合は、近隣県に対し、火葬に関する応援・協力を要請する（様式 6、7、8 P. 54～56）とともに、国にその旨を報告することとします。

さらに、近隣県よりも広域的に火葬を実施する必要性が生じた場合は、国に応援・協力を要請することとします。

#### (8) 火葬場の調整

- 都は、各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に対して割り振りを行うこととします。（様式 9、10 P. 57～58）

また、当該火葬場及び当該県に対し、協力を依頼することとします。（様式 10、11、12 P. 58～60）

- 区市町村は、火葬の実施方法、火葬数、遺体搬入時刻、火葬所要時間、

その他円滑な火葬に必要な事項を割り振られた受入れ火葬場に確認することとします。

- 都内火葬場の所在地については、資料編（P.71）を参照してください。

**(9) 火葬要員の派遣要請**

- 火葬場経営者は、火葬要員の状況を把握し、必要に応じ応援を都に依頼することとします。
- 都は、応援要請に基づき区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請することとします。  
また、区市町村及び近隣県から火葬要員の派遣が困難な場合には、国に要請することとします。

**(10) 火葬の実施に関する報告**

- 広域火葬の応援協力により火葬を行った火葬場経営者は、火葬状況について日報（様式13 P.61）をとりまとめ、都へ報告することとします。  
また、広域火葬終了後、応援火葬場へ依頼した区市町村は、依頼した状況を都へ報告し（様式14 P.62）、応援を行った火葬場経営者は、実施状況を都へ報告する（様式15 P.63）こととします。
- 都は、区市町村及び火葬場経営者からの火葬の実施報告に基づき、国に報告することとします。

## 4 遺体の搬送

### (1) 遺体の搬送

- 区市町村は、遺体の搬送に必要な車両を確保することとします。  
また、交通規制が行われている場合、遺体の火葬場までの搬送は、災害対策基本法施行令第32条の2第2号に定める車両（以下「緊急通行車両」とします。）により行うこととします。
- 区市町村は、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内において対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請することとします。
- 区市町村は、「遺体送付票」（P.67）を作成し、受入火葬場に搬送することとします。
- 都は、区市町村から要請を受けた場合には、輸送車両等の確保について、関係機関又は関係業者へ協力を要請することとします。
- 遺骨を遺族等へ引き渡す際には、下記の点に留意します。
  - ア 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付けて、保管所に一時保管する。
  - イ 家族その他から、遺骨及び遺留品の引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」へ引取人の住所、氏名、死亡者との関係を記入し、遺骨等を引取人へ引き渡す。

## 5 身元不明遺体の取扱い等

### (1) 身元不明遺体の取扱い等

- 身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区市町村、都及び警視庁（各警察署）等関係機関は、適切な連携体制を保持することとします。
- 身元不明遺体の身元確認調査については、警視庁（各警察署）及び区市町村が協力して行うことを原則とします。

### (2) 身元不明遺体等の保存

- 区市町村は警視庁（「身元確認班」）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努めるとともに、一定期間（※）経過した身元不明遺体を火葬します。その際、火葬台帳（記録）、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存することとします。
- 区市町村は身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管します。また、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管することとします。
- 警視庁（各警察署）は、区市町村と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査することとします。

※ 一定期間：遺体の状態の変化も考慮すると、可能な限り早期に火葬することが望ましい。

状況等により異なるが、おおむね遺体引継ぎから一週間程度とする。

### (3) 身元不明遺体等の広報

- 身元不明遺体を可能な限り迅速に遺族等に引き渡すため、区市町村、都及び警視庁（各警察署）等関係機関は、適切な体制を保持することとします。
- 区市町村は、報道機関へ身元不明遺体に関する情報を提供するなど、可能な限り広報体制に関する条件整備に努めます。

### (4) 引取人のない焼骨の取扱い

- 引取人のない焼骨については、区市町村が火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管することとします。
- 遺骨を遺族等へ引き渡す際には、下記の点に留意します。
  - ア 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付けて、保管所に一時保管する。
  - イ 家族その他から、遺骨及び遺留品の引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」へ引取人の住所、氏名、死亡者との関係を記入し、遺骨等を引取人へ引き渡す。

## 6 死亡者に関する広報

### (1) 都民への情報提供

- 大規模災害等発生時における検視・検案活動や遺体の引き渡し等を円滑に実施するためには、適切な情報を都民に提供する必要があります。このため、都は、警視庁、区市町村、関係機関と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報の提供を行う体制を確立するため、条件整備に努めることとします。
- 区市町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都、警視庁（各警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・出張所・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努めることとします。

## 7 平常時における準備等

### (1) 遺体保存における準備等

- 区市町村は、棺、遺体保存剤等必要な資機材を確保することとします。このため必要に応じてあらかじめ葬祭業者等の関係業界と協定を締結することとします。
- 区市町村は、遺体収容所における作業要員の確保について、事前に検討することとします。
- 都は、災害時に使用する遺体収容所の設置場所、棺、遺体保存剤等の確保及び作業要員の確保に関する情報をあらかじめ把握しておくこととします。
- 都は、遺体の保存に必要な棺、遺体保存剤等必要な資機材を確保するため、葬祭業者等の関係業界と協定を締結しておくなど、あらかじめ支援体制を確立することとします。

### (2) 遺体の搬送における準備等

- 区市町村は、遺体収容所から火葬場までの遺体搬送について、搬送手段の確保とともに、搬送経路についても事前に検討しておくこととします。
- 区市町村は、遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と必要に応じてあらかじめ協定を締結することとします。
- 都は、遺体の搬送に必要な葬祭業者、運送業者等と協定を締結しておくなど、あらかじめ支援体制を確立することとします。
- 都は、関係機関と遺体保存のための資機材の搬入や遺体収容所から火葬場への遺体搬送に使用する緊急通行車両等の指定に必要な調整を行うこととします。

### (3) 火葬場における準備等

- 火葬場経営者は、災害時においても技術員に欠員が生じないよう、体制の確保に努めることとします。
- 火葬場経営者は、火葬に必要な燃料の確保や復旧に関して、燃料の供給側と協定を締結するなど体制を整備しておくこととします。
- 火葬場経営者は、火葬場の運営に必要な資機材の確保について、検討しておくこととします。

## 資料編

- 1 死体検案調書（大規模災害時用）・死体検案書
- 2 死体検案調書（大規模災害時用）の記載方法
- 3 死体検案調書（大規模災害時用）・死体検案書の記入例
- 4 遺体の火葬・保存等の取扱いに関する様式類（様式1～15）
- 5 死体火葬許可証交付申請書 様式例
- 6 災害救助法関連資料（様式例①～⑦）
- 7 必要資器材等一覧
- 8 都内火葬場一覧（平成29年3月31日現在）
- 9 関係機関連絡先一覧（平成29年3月31日現在）
- 10 遺体の検案活動に関する協力依頼文（例）
- 11 協力検案医名簿
- 12 用語集





2枚目  
所轄警察署等の控

通身写真  
死体番号  
検案番号

### 死体検案調書 (大規模災害時用)

検案日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分

検案場所 (備載名: )

死に者に関するその他付記事項 (外国人であれば、国籍) (国籍: )

検案数量  
1 全身所見: 身長 cm 体格 (大・中・小) 栄養 (良・中・悪・極悪) 頭髪 (黒・白・薄・脱)

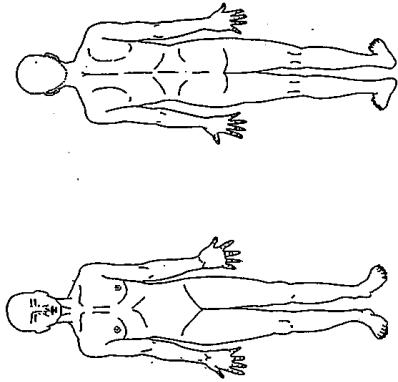
2 創傷の部位、程度

3 手術痕及び痕跡等の身体特徴

4. その他付記すべき所見

検視カード(死体番号)  
完全・一部

トリアージの有無 [有・否] / 司法解剖 [要・否] / 司法解剖等



- 1 検案日時 2 検案場所 3 検案数量 4 検案数量
- 5 検案数量 6 検案数量 7 検案数量 8 検案数量
- 9 検案数量 10 検案数量 11 検案数量 12 検案数量
- 13 検案数量 14 検案数量 15 検案数量 16 検案数量
- 17 検案数量 18 検案数量 19 検案数量 20 検案数量
- 21 検案数量 22 検案数量 23 検案数量 24 検案数量
- 25 検案数量 26 検案数量 27 検案数量 28 検案数量
- 29 検案数量 30 検案数量 31 検案数量 32 検案数量
- 33 検案数量 34 検案数量 35 検案数量 36 検案数量
- 37 検案数量 38 検案数量 39 検案数量 40 検案数量
- 41 検案数量 42 検案数量 43 検案数量 44 検案数量
- 45 検案数量 46 検案数量 47 検案数量 48 検案数量
- 49 検案数量 50 検案数量 51 検案数量 52 検案数量
- 53 検案数量 54 検案数量 55 検案数量 56 検案数量
- 57 検案数量 58 検案数量 59 検案数量 60 検案数量
- 61 検案数量 62 検案数量 63 検案数量 64 検案数量
- 65 検案数量 66 検案数量 67 検案数量 68 検案数量
- 69 検案数量 70 検案数量 71 検案数量 72 検案数量
- 73 検案数量 74 検案数量 75 検案数量 76 検案数量
- 77 検案数量 78 検案数量 79 検案数量 80 検案数量
- 81 検案数量 82 検案数量 83 検案数量 84 検案数量
- 85 検案数量 86 検案数量 87 検案数量 88 検案数量
- 89 検案数量 90 検案数量 91 検案数量 92 検案数量
- 93 検案数量 94 検案数量 95 検案数量 96 検案数量
- 97 検案数量 98 検案数量 99 検案数量 100 検案数量

### 死体検案書

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の法医学制度の要項として用いられます。お大事で、できる限り詳しく書いてください。

氏名 性別 年齢 生年月日 死亡年月日 死亡時刻 死亡場所

1 男性 2 女性 3 不明 4 不明 5 不明 6 不明 7 不明 8 不明 9 不明 10 不明

11 不明 12 不明 13 不明 14 不明 15 不明 16 不明 17 不明 18 不明 19 不明 20 不明

21 不明 22 不明 23 不明 24 不明 25 不明 26 不明 27 不明 28 不明 29 不明 30 不明

31 不明 32 不明 33 不明 34 不明 35 不明 36 不明 37 不明 38 不明 39 不明 40 不明

41 不明 42 不明 43 不明 44 不明 45 不明 46 不明 47 不明 48 不明 49 不明 50 不明

51 不明 52 不明 53 不明 54 不明 55 不明 56 不明 57 不明 58 不明 59 不明 60 不明

61 不明 62 不明 63 不明 64 不明 65 不明 66 不明 67 不明 68 不明 69 不明 70 不明

71 不明 72 不明 73 不明 74 不明 75 不明 76 不明 77 不明 78 不明 79 不明 80 不明

81 不明 82 不明 83 不明 84 不明 85 不明 86 不明 87 不明 88 不明 89 不明 90 不明

91 不明 92 不明 93 不明 94 不明 95 不明 96 不明 97 不明 98 不明 99 不明 100 不明

死因の記載は、医学的見地から、死に至る原因を記載し、その結果として死に至る原因を記載する。死因の記載は、医学的見地から、死に至る原因を記載し、その結果として死に至る原因を記載する。



## 2 死体検案調書(大規模災害時用)の記載方法

記載事項	記載方法及び記載内容
【ヘッダー識別】	
遺体収容所番号 死体番号 検案番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺体収容所番号は、監察医務院で集約の上記入するため、当面、空欄のままとします。</li> <li>● 死体番号は、遺体収容所ごとに付与された「死体番号」を記載します。                なお、一部死体(頭部のない死体)の場合は、番号の前に「一部 - 123」のように記載します。</li> <li>● 検案番号は、監察医務院で集約の上記入するため、当面、空欄のままとします。</li> </ul>
【左側 死体検案調書(大規模災害時用) 検案所見部】	
検案日時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検案を行った年月日・時刻を分の単位まで記載します。</li> </ul>
検案場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検案場所の住所及び施設名を記載します。</li> </ul>
死亡者に関するその他付記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警視庁立会官からの聴取により、特に今後の検案統計情報等として活かせるものを記録します。例えば、職業、年齢、住所、国籍(外国籍の場合)などを記載します。</li> </ul>
検案所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全身所見(身長、体格の級度、栄養の級度、頭髪の色・長さ)を記載します。</li> <li>● 創傷等の部位・程度を人体図に表示するとともに、特記すべき所見を具体的に記載します。</li> <li>● 手術痕及び癍痕等の身体的特徴も具体的に記載します。</li> <li>● DNA検体採取有無について、具体的に記載します。</li> <li>● 行政解剖要否について、判断し、○で囲みます。</li> <li>● 遺体の横に添えられている警視庁作成の検視カードから遺体の固有番号となる死体番号を所定枠内に記載します。必ず確認願います。                (注) 一部死体(頭部がない遺体)の場合は、「枠内の一部」を○で囲みます。</li> </ul>

記載事項	記載方法及び記載内容
<b>【右側 死体検案調書兼死体検案書部】</b>	
死亡の日時 死亡の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡者が現に死亡した日時・場所を記載します。なお、死亡確認の日時・場所とは必ずしも一致しませんので注意してください。</li> <li>● 不明の場合には、例えば、「西新宿二丁目10番地路上」「平成25年4月1日午前8時頃」など、具体的に記載します。</li> </ul>
死亡の原因 手術の有無 解剖の要否	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡の直接死因及び原死因を記載します。</li> <li>● 手術の有無を○で囲み、有の場合は、部位・所見を記載します。</li> <li>● 行政解剖の要否を○で囲みます。ただし、解剖要とする場合は、事前に都監察医務院長と協議・調整が必要です。</li> </ul>
死因の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死因の種類を選び○で囲みます。なお、地震、津波等による災害死の場合は8番(その他)となります。</li> </ul>
外因死の追加事項  傷害発生場所  傷害発生場所種別  傷害発生日時  傷害発生的手段 及び状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡に至る起因となった傷害発生の場所を記載します。なお、死亡の場所とは必ずしも一致しませんので注意してください。</li> <li>● 不明の場合には、例えば、「西新宿二丁目10番路上」など、具体的に記載します。</li> <li>● 傷害発生場所種別を選び○で囲みます。なお、その他の場合は、( )内に具体的に記載します。</li> <li>● 死亡に至る起因となった傷害発生の日時を記載します。なお、死亡の日時とは必ずしも一致しませんので注意してください。</li> <li>● 不明の場合には、例えば、「平成25年4月1日午前8時頃」など、具体的に記載します。</li> <li>● 死亡に至る起因となった手段、状況について、例えば、「地震により、歩行中、路上で家屋の下敷きとなった」など、具体的に記載します。</li> </ul>
生後1年未満で 病死した場合の 追加事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警視庁立会官からの聴取により、確認できることがあれば記載します。</li> </ul>
その他特に付言すべ きことから	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に受傷した時の状況を中心に、死亡前後の状況・死亡までの経過等を具体的に記載します。</li> </ul>
作成年月日 作成者署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本検案調書作成の年月日と作成検案医師の氏名を自署します。押印は省略することができます。</li> <li>● 検案医師の肩書については、東京都監察医(東京都検案医)とあるうち、不要の文字を＝で消します。</li> <li>● 医師氏名の署名(サイン)を行います。ただし、1、2枚目の押印は、省略できますが、遺族等に交付する「3枚目の死亡届・死体検案書」については、必ず押印します。</li> <li>● 他の自治体で利用する場合は、所在地等当該所在地に関係ない文字を＝で消します。</li> </ul>















#### 4 遺体の火葬・保存等の取扱いに関する様式類（様式1～15）

様式1（都→火葬場）

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_火葬場 殿

東京都災害対策本部福祉保健局長

## 火葬場の被災状況調査依頼

年 月 日 時 分に発生した災害（ ）による火葬場の被害状況について、様式2により報告してください。

「受入可能遺体数等」の欄は空欄で構いません。

○添付書類：火葬場被災（復旧見込）状況報告（様式2）

連絡担当者	担当部局課	
	職名・氏名	
	電 話	(内線)
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

東京都災害対策本部福祉保健局長 殿

\_\_\_\_\_火葬場

### 火葬場被災（復旧見込）状況報告（第 報）

年 月 日 時 分に発生した災害（ ）による火葬場の被災（復旧見込）状況は、次のとおりです。

点 検 日 時	年 月 日		時 分		
被 災 状 況	火 葬 炉 本 体	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況： )	
	火 葬 炉 付 帯 設 備	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況： )	
	建 屋	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況： )	
	進 入 路	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況： )	
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(状況： )	
火 葬 炉 の 使 用	<input type="checkbox"/> 支障なし				
	<input type="checkbox"/> 一部不能	(最大火葬数			体/日)
	<input type="checkbox"/> 不 能	<input type="checkbox"/> 不 明	<input type="checkbox"/> 調査中		
受 入 可 能 遺 体 数 等	月 日( )	時～	時	体	時～ 時 体
	月 日( )	時～	時	体	時～ 時 体
	月 日( )	時～	時	体	時～ 時 体
	月 日( )	時～	時	体	時～ 時 体
復 旧 見 込	一部稼動： 平成 年 月 日				
	全部稼動： 平成 年 月 日				
そ の 他	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 支障あり	( )	
	職員の確保等	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 支障あり	( )	
	損傷箇所の写真撮影	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	( )	
	復旧時の応援の必要性 (内容： )				
連 絡 担 当 者	担 当 部 局 課				
	職 名 ・ 氏 名				
	電 話	( 内 線 )			
	ファクシミリ				
	メールアドレス				

東京都災害対策本部福祉保健局長 殿

\_\_\_\_\_区市町村災害対策本部長

### 広域火葬応援要請 (第 報)

年 月 日 時 分に発生した災害 ( ) により、当区市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、その死亡者の火葬等に係る広域応援を要請します。

災害発生場所		<input type="checkbox"/> 区市町村内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ( )			
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む。	月 日 時現在 人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内 訳	大人: 人		
			小人: 人		
胎児: 人					
不明: 人					
行方不明者数		人			
火葬等 応援要請事項	遺体数 ※災害以外の死亡を含む。	月 日 時現在 体 (前報比増減数 体)	遺体数 内 訳	大人: 体	
				小人: 体	
				胎児: 体	
				不明: 体	
その他					
連絡担当者		担当部局課			
		職名・氏名			
		電 話		(内線)	
		ファクシミリ			
		メールアドレス			

- 注) 1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。  
 2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。  
 3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。

\_\_\_\_\_火葬場 殿

東京都災害対策本部福祉保健局長

### 広域火葬協力依頼 (第 報)

年 月 日 時 分に発生した災害 ( ) により、次の区市町村内において多数の死亡者が発生し、当該 (都県) 区市町村災害対策本部長から広域火葬応援の要請がありましたので、貴火葬場における火葬応援の可否について報告をお願いします。

災害発生 都県及び 区市町村名		※第2報以降、再応援要請区市町村は△印、新規応援要請区市町村は○印			
死亡者数 ※災害以外の 死亡を含む。	月 日 時現在	死亡者数 内 訳	大人： 人		
	(前報比増減数 人)		小人： 人		
行方不明者数	人		胎児： 人		
火葬等応援要請事項	遺体数 ※災害の 以外を 含む。	遺体数 内 訳	不明： 人		
			月 日 時現在	大人： 体	
			(前報比増減数 体)	小人： 体	
	胎児： 体				
その他					
連絡担当者	担当部局課				
	職名・氏名				
	電 話	(内線)			
	ファクシミリ				
	メールアドレス				

- 注) 1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。  
 2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。  
 3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。

東京都災害対策本部福祉保健局長 殿

\_\_\_\_\_火葬場

### 広域火葬受入報告

年 月 日付けをもって依頼のありました標記のことについて、次のとおり報告  
します。

火 葬 応 援	<b>受入れ可・否</b> (今後の受入れの可能性： )					
火 葬 場 名				所 在 地		
最寄りのヘリポート				最寄りの港		
受 入 可 能 遺 体 数 等	月 日( )	時～	時	体	時～	時 体
	月 日( )	時～	時	体	時～	時 体
	月 日( )	時～	時	体	時～	時 体
	月 日( )	時～	時	体	時～	時 体
	月 日( )	時～	時	体	時～	時 体
そ の 他	上記月日以降の火葬受入れ			<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中
	最寄りのヘリポート等からの車両配備			<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中
	〃 における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中
	火葬場内における棺運搬等要員			<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中
	被災区市町村火葬場への要員派遣			<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 検討中
	その他 (骨つぼの確保等 )					
連 絡 担 当 者	担 当 部 局 課					
	職 名 ・ 氏 名					
	電 話	( 内 線 )				
	フ ァ ク シ ミ リ					
	メー ル ア ド レ ス					

様

東京都災害対策本部福祉保健局長

広域火葬応援協力依頼書 (第 報)

年 月 日 時頃に発生した災害 ( ) により、多数の死亡者が発生し、本都内における円滑な火葬の実施が困難な状況となっております。

つきましては、貴県内の火葬場のあっせん等について御協力をお願いします。

地震発生場所		<input type="checkbox"/> 都内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ( )								
月 日 時現在 死亡者数 (人)	区分	a 前回報まで累計		b 今 回 報		a+b 合 計				
		内 災 害		内 災 害		内 災 害				
	大人									
	小人									
	胎児									
	不明									
	計									
応 援 要 請 事 項	広域 火葬 (体)	区分	c 前回報まで 累計		d 既広域火葬 済み		e 今回要請		c-d+e 合 計	
			内 災 害		内 災 害		内 災 害		内 災 害	
		大人								
		小人								
		胎児								
	不明									
	計									
	その他	<input type="checkbox"/> 火葬要員 <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> ドライアイス <input type="checkbox"/> 搬送手段 <input type="checkbox"/> 作業要員 <input type="checkbox"/> その他								
連絡担当者	担 当 部 局 課									
	職 名 ・ 氏 名									
	電 話		( 内 線 )							
	ファクシミリ									
	メールアドレス									

注) 1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。

2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。

3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。



東京都災害対策本部福祉保健局長 殿

---

### 広域火葬応援受諾回答書

年 月 日付広域火葬応援協力依頼書(第 報)(様式6)で依頼のあった広域火葬応援協力について、別添のとおり回答します。

**受入可能** (受入の詳細については、別添広域火葬協力表のとおり)

**受入不可能**

※いずれかを○で囲んでください。

○別添書類：広域火葬協力表(様式8) 枚(No. ～ )  
( 年 月 日 時 分現在)

なお、受入方法等の詳細は、協力火葬場と貴都の被災区市町村との間で直接協議・調整を行い、円滑に火葬を実施できるよう指導してください。

連絡担当者	担当部局課	
	職名・氏名	
	電話番号	(内線)
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

広域火葬協力表

年 月 日現在 No.

協力火葬場名 及び所在地		経営主体・担当課係 担当者及び電話、ファクシミリ (連絡先)	受入れ可能日時及び遺体数 (午前・午後の対応の場合は、2段書き)				最寄りの ヘリポート ・港名	左記日 以降の 受入れ	ヘリポート 等からの 車両 配置	ヘリポート 等の棺 等運搬 要員	火葬場 内での 棺等運 搬要員	被災地 火葬場 への要 員派遣	被災区 町村職 員の火 葬場 立会の 要否	その 他 の 援 内 可 容
1		電話 ファクシミリ	月 日 時～ 時 体		可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 必要		
			月 日 時～ 時 体		不可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 不要			
			月 日 時～ 時 体		検討中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 検討中			
			月 日 時～ 時 体			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			月 日 時～ 時 体			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2		電話 ファクシミリ	月 日 時～ 時 体		可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 必要		
			月 日 時～ 時 体		不可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 不要			
			月 日 時～ 時 体		検討中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 検討中			
			月 日 時～ 時 体			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			月 日 時～ 時 体			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3		電話 ファクシミリ	月 日 時～ 時 体		可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 必要		
			月 日 時～ 時 体		不可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 不要			
			月 日 時～ 時 体		検討中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 検討中			
			月 日 時～ 時 体			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			月 日 時～ 時 体			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

\_\_\_\_\_区市町村災害対策本部長 殿

東京都災害対策本部福祉保健局長

### 広域火葬に係る火葬場割り振り通知

年 月 日付けの広域火葬応援要請(第 報)(様式 3)について、貴区市町村の火葬は、別添の各火葬場を割り振りましたので通知します。

なお、詳細については当該火葬場と直接協議・調整の連絡を行い、円滑な火葬の実施に御協力をお願いします。

○添付書類：火葬場割り振り表(様式 10) 枚(No. ~ )  
( 年 月 日 時現在)

連絡担当者	担当部局課	
	職名・氏名	
	電話	(内線)
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

火葬場割り振り表

年 月 日現在 No.

遺体搬入 被災区市町村	担当部局課・担当者 及び電話、ファクシミリ	応援火葬場名 及び所在地	担当部局課・担当者 及び電話、ファクシミリ	受入れ可能日時及び遺体数 (午前・午後の対応の場合は、2段書き)	最寄りの ヘリポート ・ 港名		左記日 以降の 受入れ	ヘリポート 等から の車両 配置	ヘリポート 等の棺 等運搬 要員	火葬場 内での 棺等運 搬要員	被災地 火葬場 への要 員派遣	その他 の 援 内 容
1	電話 ファクシミリ		電話 ファクシミリ	月 日 時～ 時 体			可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体			不可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体			検討中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	電話 ファクシミリ		電話 ファクシミリ	月 日 時～ 時 体			可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体			不可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体			検討中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	電話 ファクシミリ		電話 ファクシミリ	月 日 時～ 時 体			可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体			不可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体			検討中	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				月 日 時～ 時 体				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

様式 11 (都→火葬場用)

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_火葬場 殿

東京都災害対策本部福祉保健局長

### 広域火葬に係る火葬場割り振り通知

年 月 日付けの広域火葬受入報告(様式 5)に基づいて、別添のとおり遺体搬入被災区市町村を割り振りましたので通知します。

なお、詳細については、別途被災区市町村から貴火葬場に直接協議・調整の連絡を行いますので、円滑な火葬の実施に御協力をお願いします。

○添付書類：火葬場割り振り表(様式 10) ( 枚 (No. ~ ) )  
( 年 月 日 時現在)

連絡担当者	担当部局課	
	職名・氏名	
	電話番号	(内線)
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

\_\_\_\_\_ 殿

東京都災害対策本部福祉保健局長

### 広域火葬に係る火葬場割り振り通知

年 月 日付けの広域火葬応援受諾回答書(様式 7)に基づいて、別添のとおり遺体搬入被災区市町村を割り振りましたので通知します。

なお、詳細については、別途被災区市町村から貴火葬場に直接協議・調整の連絡を行いますので、円滑な火葬の実施に御協力をお願いします。

○添付書類：火葬場割り振り表(様式 10) ( No. ~ )  
( 年 月 日 時現在)

連絡担当者	担当部局課	
	職名・氏名	
	電話	(内線)
	ファクシミリ	
	メールアドレス	

東京都災害対策本部福祉保健局長 殿

\_\_\_\_\_火葬場

### 広域火葬実施日報

年 月 日に行った被災区市町村から搬入された遺体の火葬状況は、次のとおりです。

火葬場名						
所在地						
火葬依頼 被災区市町村						
火葬実績	総計		体 (累計: 体)	内訳	大人: 体	
					小人: 体	
					胎児: 体	
					不明: 体	
	死亡原因 内訳	災害		体 (累計: 体)	内訳	大人: 体
						小人: 体
						胎児: 体
	内訳	災害以外		体 (累計: 体)	内訳	大人: 体
						小人: 体
				胎児: 体		
その他応援事項 (連絡事項を含む。)						
連絡担当者		担当部局課				
		職名・氏名				
		電話		(内線)		
		ファクシミリ				
		メールアドレス				

注) 本表は、依頼を受けた被災区市町村ごとに作成し、速やかに報告願います。

- 1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。
- 2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。
- 3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。

東京都災害対策本部福祉保健局長 殿

\_\_\_\_\_区市町村災害対策本部長

### 広域火葬依頼実績報告

当区市町村から広域火葬の応援を依頼した実績は、次のとおりです。

火 葬 場 名				所 在 地					
火 葬 依 頼 実 績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳						
			災害による死亡(体)				災害以外の死亡(体)		
			大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	合 計								
そ の 他	ヘリポート等からの遺体搬入件数等				件、 体				
	" における動員人数等				延 日、延 人				
	その他 ( )								
連絡担当者	担 当 部 局 課								
	職 名 ・ 氏 名								
	電 話	( 内 線 )							
	ファクシミリ								
	メールアドレス								

注) 本表は、被災区市町村ごとに作成します。内訳については、火葬依頼区市町村へ確認の上記入します。

- 1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。
- 2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。
- 3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。



東京都災害対策本部福祉保健局長 殿

\_\_\_\_\_火葬場

### 広域火葬実績報告

被災区市町村から搬入された遺体の火葬実績は、次のとおりです。

火葬場名		所在地							
火葬場依頼 (実施) 被災区市町村									
火葬実績	月日・曜日	依頼数 (体)	内 訳						
			災害による死亡 (体)				災害以外の死亡 (体)		
			大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	月 日( )								
	合計								
その他	上記以降の被災区市町村からの遺体搬入予定・見込 □無 □有・調整中 (状況: _____ )								
	へリポート等からの遺体搬入件数等 _____ 件、 _____ 体								
	" _____ における動員人数等 _____ 延 _____ 日、延 _____ 人								
	被災火葬場への要員派遣等 _____ 延 _____ 日、延 _____ 人								
	その他 ( _____ )								
連絡担当者	担当部局課								
	職名・氏名								
	電話		(内線)						
	ファクシミリ								
	メールアドレス								

注) 本表は、被災区市町村ごとに作成します。内訳については、火葬依頼区市町村へ確認の上記入します。

- 1 「大人」は12歳以上とし、「小人」は、12歳未満の子供とします。
- 2 「胎児」は4ヶ月以上の死胎とします。
- 3 「不明」は判別できないもの、部分遺体等上記以外とします。

5 死体火葬許可証交付申請書 様式例

様式例 死体火葬許可証交付申請書

複写1枚目

死体火葬許可証交付申請書

決 裁				

第 号

死亡者の本籍	番 番地			
死亡者の住所	番地 番 号			
死亡者の氏名				
性 別	男 女			
出生年月日	明治 昭和 大正 平成	年	月	日
死 因	「一類感染症等」		「その他」	
死亡年月日時	年	月	日	午前 午後 時 分
死亡の場所	番地 番 号			
火葬の場所	火葬場			
申請者住所	番地 番 号			
申請者氏名	死亡者との続柄			

上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者

印

○ ○ ○ (区市町村) 長 殿

複写2枚目

死体火葬許可証

第 号

死亡者の本籍	番 番地			
死亡者の住所	番地 番 号			
死亡者の氏名				
性 別	男 女			
出生年月日	明治 昭和 大正 平成	年	月	日
死 因	「一類感染症等」		「その他」	
死亡年月日時	年	月	日	午前 午後 時 分
死亡の場所	番地 番 号			
火葬の場所	火葬場			
申請者住所	番地 番 号			
申請者氏名	死亡者との続柄			

年 月 日

○○○ (区市町村) 長 ○ ○ ○ ○ 印



様式例③ 埋葬台帳

## 埋 葬 台 帳

区市町村名 \_\_\_\_\_

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 と の 関 係	氏 名	棺 ( 附 属 品 を 含 む )	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式例④ 遺体処理台帳

## 遺 体 処 理 台 帳

区市町村名 \_\_\_\_\_

処 理 年 月 日	遺 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 査 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式例⑤ 救助の種目別物資受払状況表

救助の種目別物資受払状況

区市町村名

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。  
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び区市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。  
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式例⑥ 遺体送付票等

遺体氏名札

〇〇（区市町村）災害遺体

第 号

氏 名

遺体送付票

送付番号

送 付 票

〇〇（区市町村）災害遺体 第 号

氏名 送付する。

年 月 日

〇〇（区市町村）長名

火葬場宛



7 必要資器材等一覧

必要箇所等	資器材名	必要とする目的等	備考
遺体収容所開設	シート	遺体収容所床面の保護のため	付属品としてシートを連結させるためのビニールテープ
	照明機器・発電装置	停電中の検視・検案活動等各種活動を円滑に実施するため	発電装置は、排煙臭・発動騒音の少ないものが望ましい
	携帯式投光機（大型懐中電灯）	〃	
	間仕切り用衝立、ビニールシート	避難住民・遺族等からの遮断、各担当エリアの区別のため	
	折りたたみ式机・椅子	各担当エリアに設置して、書類作成等も供する	
	複写器	各種書類のコピーに供する	
	掲示用ボード	各担当エリアに設置し、支持・連絡・メモ事項等を掲示	
	各種文房具	各担当エリアの事務に供する （マジックペン・ボールペン・ホチキス・ハサミ・セロテープ・ガムテープ・チョーク・糊・模造紙・わら半紙・黒スタンプ・朱肉等）	
	死体収納袋、担架	遺体受付班で受理した遺体を搬送するため	
	可搬型通信機器	各区市町村災害対策本部等との連絡に使用	防災行政無線等
	自転車等	交通途絶・困難時の職員の移動手段	
消臭薬剤等	遺体収容所内の衛生環境維持		
検視・検案	シート	シートを敷いた上に遺体を置き、検視・検案を行うため	
	バケツ・タオル・ハンガー	遺体に付着した血痕、泥等を洗浄するため	
	カメラ（35ミリ・接写レンズ付のもの）、フィルム	遺体の写真撮影に使用 （撮影は、身元判明死体一体につき3カット、身元不明死体一体につき、10数枚カット）	
	デジタルカメラ・USB・メモリカード・タブレットパソコン・プリンタ	身元不明死体について顔貌を撮影し、デジタル写真を「身元確認班」による身元調査の資料として、直ちに活用	
	ゴム手袋	検視・検案、遺体洗浄等の際に使用	手指汚染防止

必要箇所等	資器材名	必要とする目的等	備考
	巻取り式メジャー (3mのもの)	身長計測に使用	
	定規(30cm以内のもの)	創傷等の計測に使用	
	ピンセット(数本)・ペンライト	眼瞼結膜・創傷等の検査に使用	
	ゾンデ	創傷検査に使用	
	メス・剪刀	身体部位の小切開のために使用	
	穿刺針・注射筒	死因判定に参考に資するために使用	
	直腸温測定用体温計	必要に応じて、死後経過時間を推定するための測定に使用	
	ハサミ	着衣の切載に使用	
	肩掛け用画板	検視・検案記録等の記載のために使用	
	ビニール袋(大・中・小)	遺体の着衣・所持金品等を収納	
	防臭・防菌マスク	検視・検案従事者が使用	
	消毒薬剤	感染防止のために使用	
身元確認	死体指紋採取セット(在中品:押捺スタンプ・黒粉・脱脂綿・ガーゼ・ハサミ・ゴム手袋・ラベル・OHPフィルム)	身元不明死体の指紋採取に使用	
	指紋採取用紙		
	歯型採取器セット(在中品:採取器・シリコンラバー・ヘラ)	身元不明死体の指紋採取に使用	
	開口器		
	血液採取用具	身元不明死体の血液採取に使用	医師により採取する
遺体取扱い全般	柩	遺体を収納	
	死体修復に必要な用品	遺体修復に使用(包帯・ガーゼ・縫合用針糸等)	
	ドライアイス	遺体の一時的な保存に使用	身元不明死体では長期保存を要する
	白布・毛布	同上	



## 8 都内火葬場一覧(平成29年3月31日現在)

番号	名称	所在地	電話番号	経営者
1	東京都瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1	03-3670-0132	東京都
2	東京博善株式会社 町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	03-3892-0311	東京博善株式会社
3	東京博善株式会社 四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	03-3601-0424	
4	東京博善株式会社 落合斎場	新宿区上落合3-34-12	03-3361-4042	
5	東京博善株式会社 堀ノ内斎場	杉並区梅里1-2-27	03-3311-2324	
6	東京博善株式会社 桐ヶ谷斎場	品川区西五反田5-32-20	03-3491-0213	
7	東京博善株式会社 代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1	03-3466-1006	
8	株式会社戸田葬祭場	板橋区舟渡4-15-1	03-3966-4241	
9	臨海斎場	大田区東海1-3-1	03-5755-2833	臨海部広域斎場組合
10	青梅市火葬場	青梅市長淵5-743	0428-22-3918	青梅市
11	瑞穂斎場組合	西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田244	042-557-0064	瑞穂斎場組合
12	思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	西多摩郡日の出町大字平井3092	042-597-2131	秋川流域斎場組合
13	八王子市斎場	八王子市山田町1681-2	042-664-5707	八王子市
14	日野市営火葬場	日野市多摩平3-28-8	042-583-8888	日野市
15	南多摩斎場	町田市上小山田町2147	042-797-7641	南多摩斎場組合
16	立川聖苑	立川市羽衣町3-20-18	042-522-2730	立川・昭島・国立聖苑 組合
17	株式会社日華多磨葬祭場	府中市多磨町2-1-1	042-361-2174	株式会社日華
18	府中市立 府中の森市民聖苑	府中市浅間町1-3	042-367-7788	府中市
19	八丈町火葬場	八丈町三根3481	04996-2-3020	八丈町
20	小笠原村父島火葬場	小笠原村父島字洲崎	04998-2-3111	小笠原村
21	小笠原村母島火葬場	小笠原村母島字評議平	04998-2-3111	小笠原村
22	新島村火葬場	新島村字道下77-1	04992-5-1110	新島村
23	式根島火葬場	新島村式根島856-3	04992-7-0373	新島村
24	神津島村火葬場	神津島村字金長	04992-8-1250	神津島村
25	大島町火葬場	大島町元町字黒ママ352-3	04992-2-2914	大島町
26	三宅村火葬場	三宅村阿古548-10	04994-5-0423	三宅村

9 関係機関連絡先一覧（平成29年3月31日現在）

東京都

名称	部	課	電話番号	F A X 番号	無線 電話	無線 F A X	所在地
東京都 福祉保健局	総務部	総務課	03-5320-4021	03-5388-1400	70501	70061	新宿区西新宿2-8-1
	医療政策部	救急災害医療課	03-5320-4445	03-5388-1436	70516	70062	
		医療安全課	03-5320-4431	03-5388-1442	-	-	
	健康安全部	健康安全課	03-5320-4458	03-5388-1426	70502	70515	
環境保健衛生課		03-5320-4391	03-5388-1426	-	-		
東京都 監察医務院	-	事務室	03-3944-1481	03-3944-7585	87901	87900	文京区大塚4-21-18

区市町村

名称	部	課	電話番号	F A X 番号	無線 電話	無線 F A X	所在地
千代田区	政策経営部	災害対策・危機管理課	03-5211-4187	03-3264-1673	73011	73001	千代田区九段南1-2-1
中央区	総務部	防災課	03-3546-5287	03-3546-9557	73111	73101	中央区築地1-1-1
港区	防災危機管理室	防災課	03-3578-2541	03-3578-2539	73211	73201	港区芝公園1-5-25
新宿区	区長室	危機管理課	03-3209-1175	03-3209-4069	73311	73301	新宿区歌舞伎町1-4-1
文京区	危機管理室	防災課	03-5803-1179	03-5803-1344	73411	73401	文京区春日1-16-21
台東区	総務部	危機・災害対策課	03-5246-1094	03-5246-1099	73511	73501	台東区東上野4-5-6
墨田区	都市計画部危機管理担当	防災課	03-5608-6206	03-5608-6425	73611	73601	墨田区吾妻橋1-23-20
江東区	総務部危機管理室	防災課	03-3647-9584	03-3647-8440	73711	73701	江東区東陽4-11-28
品川区	防災まちづくり事業部	防災課	03-5742-6695	03-3777-1181	73811	73801	品川区広町2-1-36
目黒区	危機管理室	防災課	03-3715-6598	03-5723-8725	73911	73901	目黒区中央町1-9-7 防災センター
大田区	地域振興部	防災課	03-5744-1713	03-5744-1519	74011	74001	大田区蒲田5-13-14
世田谷区	危機管理室	災害対策課	03-5432-2262	03-5432-3014	74111	74101	世田谷区世田谷4-21-27
渋谷区	危機管理対策部	防災課	03-3498-9408	03-3498-9410	74211	74201	渋谷区渋谷2-21-1渋谷ヒカリエ8階

名称	部	課	電話番号	F A X 番号	無線 電話	無線 F A X	所在地
中野区	都市基盤部	防災・都市安全分野	03-3228-8933	03-3228-5658	74311	74301	中野区中野4-8-1
杉並区	危機管理室	防災課	03-5307-0702	03-3312-9402	74411	74401	杉並区阿佐谷南1-15-1
豊島区	総務部	防災課	03-3981-1111	03-3981-5018	74511	74501	豊島区東池袋1-18-1
北区	危機管理室	防災課	03-3908-8184	03-3908-4016	74611	74601	北区王子本町1-15-22
荒川区	区民生活部	防災課	03-3803-8711	03-5810-6262	74711	74701	荒川区荒川2-2-3
板橋区	危機管理室	防災危機管理課	03-3579-2154	03-3963-0150	74811	74801	板橋区板橋2-66-1
練馬区	危機管理室	危機管理課	03-5984-2762	03-3993-1194	74911	74901	練馬区豊玉北6-12-1
足立区	総務部	災害対策課	03-3880-5836	03-3880-5607	75011	75001	足立区中央本町1-17-1
葛飾区	地域振興部	防災課	03-5654-8572	03-5698-1503	75111	75101	葛飾区立石5-13-1
江戸川区	危機管理室	防災危機管理課	03-3652-1151	03-3652-9891	75211	75201	江戸川区中央1-4-1
八王子市	生活安全部	防災課	042-620-7207	042-626-1271	80011	80001	八王子市元本郷町三丁目24番1号
立川市	市民生活部	防災課	042-523-2561	042-528-4333	80111	80101	立川市泉町1156-9
武蔵野市	防災安全部	防災課	0422-60-1821	0422-51-9184	80211	80201	武蔵野市緑町2-2-28
三鷹市	総務部	防災課	0422-29-9173	0422-45-1190	80311	80301	三鷹市野崎1-1-1
青梅市	生活安全部	防災課	0428-22-1111	0428-22-3508	80411	80401	青梅市東青梅1-11-1
府中市	行政管理部	防災危機管理課	042-335-4283	042-335-6395	80511	80501	府中市寿町1-5府中市中央防災センター
昭島市	総務部	防災課	042-544-5111	042-544-7552	80611	80601	昭島市田中町1-17-1
調布市	総務部	総合防災安全課	042-481-7345	042-481-7255	80711	80701	調布市小島町2-35-1
町田市	市民部	防災安全課	042-724-2107	050-3085-6519	80811	80801	町田市森野2-2-22
小金井市	総務部	地域安全課	042-387-9807	042-384-6426	80911	80901	小金井市本町6-6-3
小平市	総務部	防災危機管理課	042-346-9519	042-346-9513	81011	81001	小平市小川町2-1333
日野市	総務部	防災安全課	042-585-1100	042-587-5666	81111	81101	日野市神明1-11-16日野市防災情報センター

名称	部	課	電話番号	F A X 番号	無線 電話	無線 F A X	所在地
東村山市	市民部	防災安全課	042-393-5111	042-393-6846	81211	81201	東村山市本町1-2-3
国分寺市	総務部	くらしの安全 課	042-325-0111	042-326-3624	81311	81301	国分寺市戸倉1-6-1
国立市	総務部	防災課	042-576-2111	042-576-0264	81411	81401	国立市富士見台2-47-1
福生市	総務部	安全安心 まちづくり課	042-551-1638	042-553-3339	81611	81601	福生市本町5
狛江市	総務部	安心安全課	03-3430-1111	03-3430-6870	81711	81701	狛江市和泉本町1-1-5
東大和市	総務部	防災安全課	042-562-7395	042-563-5931	81811	81801	東大和市中中央3丁目930 番地
清瀬市	総務部	防災防犯課	042-492-5111	042-492-2415	81911	81901	清瀬市中里5-842
東久留米市	市民部	防災防犯課	042-470-7769	042-470-7807	82011	82001	東久留米市本町3-3-1
武蔵村山市	総務部	防災安全課	042-565-1111	042-563-0793	82111	82101	東京都武蔵村山市本町 1-1-1
多摩市	総務部	防災安全課	042-338-6802	042-371-2008	82211	82201	多摩市関戸6-12-1
稲城市	消防本部	防災課	042-377-7119	042-377-0119	82311	82301	稲城市東長沼2111
羽村市	市民生活部	防災安全課	042-555-1111	042-554-2921	82411	82401	羽村市緑ヶ丘5-2-1
あきる野市	総務部	地域防災課	042-558-1111	042-558-1115	82511	82501	あきる野市二宮350
西東京市	-	危機管理室	042-438-4010	042-438-2820	81511	81501	西東京市中町1-5-1
瑞穂町	住民部	地域課	042-557-7610	042-556-3401	82611	82601	西多摩郡瑞穂町 大字箱根ヶ崎2335番地
日の出町	-	生活安全安心 課	042-597-0511	042-597-4369	82711	82701	西多摩郡日の出町 大字平井2780番地
檜原村	-	総務課	042-598-1011	042-598-1009	82811	82801	西多摩郡檜原村467-1
奥多摩町	-	総務課	0428-83-2349	0428-83-2344	82911	82901	西多摩郡奥多摩町氷川 215-6
大島町	-	総務課	04992-2-1443	04992-2-1371	83611	83601	大島町元町1-1-14
利島村	-	総務課	04992-9-0011	0499-9-0190	83711	83701	利島村248
新島村	-	総務課	04992-5-0240	04992-5-1304	83811	83801	新島村本村1-1-1
新島村 式根島支所	-	式根島支所	04992-7-0004	04992-7-0439	83911	83901	新島村式根島225-1

名称	部	課	電話番号	F A X 番号	無線 電話	無線 F A X	所在地
神津島村	-	総務課	04992-8-0011	04992-8-1242	84011	84001	神津島村904
三宅村	-	総務課	04994-5-0935	04994-5-0932	84111	84101	三宅島三宅村阿古497番地
御蔵島村	-	総務課	04994-8-2121	04994-8-2239	84211	84201	御蔵島村入かねが沢
八丈町	-	総務課	04996-2-1121	04996-2-3874	84311	84301	八丈島八丈町大賀郷 2345-1
青ヶ島村	-	総務課	04996-9-0111	04996-9-0001	84411	84401	青ヶ島村無番地
小笠原村	-	総務課	04998-2-3111	04998-2-3222	84511	84501	小笠原村父島字西町

### その他関係機関

名称	部	課	電話番号	F A X 番号	無線 電話	無線 F A X	所在地
警視庁	警備部	災害対策課	03-3581-4321	03-3502-1450	76311	76301	千代田区霞が関2-1-1
		危機管理室	03-3581-4321	03-3581-5716	-	-	
東京消防庁	防災部	震災対策課	03-3212-2282	03-3213-1478	715-9-3942	71501	千代田区大手町1-3-5
	警防部	警防課	03-3212-2260	03-3213-1476	715-9-3531	-	
陸上自衛隊 第1師団司令部	第3部	防衛班	03-3933-1161	03-3933-1161	76611	76601	練馬区北町4-1-1
東京都医師会	-	-	03-3294-8821	03-3292-7097	48531	48530	千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館
東京都歯科医師会	-	-	03-3262-1146	03-3262-4199	-	-	千代田区九段北4-1-20
日本赤十字社 東京都支部	-	総務課	03-5273-6741	03-5273-6749	48265 48261	48260	新宿区大久保1-2-15
日本法医学会	日本法医学会 事務所	-	03-3942-5246	03-3942-5246	-	-	文京区大塚4-21-18 東京都監察医務院内

## 警察署一覧

名称	所在地	電話番号
麹町警察署	千代田区 麹町 1-4-5	03-3234-0110
丸の内警察署	千代田区 丸の内 3-8-1	03-3213-0110
神田警察署	千代田区 神田錦町 3-10	03-3295-0110
万世橋警察署	千代田区 外神田 1-16-5	03-3257-0110
中央警察署	中央区 日本橋兜町 14-2	03-5651-0110
久松警察署	中央区 日本橋久松町 8-1	03-3661-0110
築地警察署	中央区 築地 1-6-1	03-3543-0110
月島警察署	中央区 晴海 3-16-14	03-3534-0110
愛宕警察署	港区 新橋 6-18-12	03-3437-0110
三田警察署	港区 芝浦 4-2-12	03-3454-0110
高輪警察署	港区 高輪 3-15-20	03-3440-0110
麻布警察署	港区 六本木 6-2-37	03-3479-0110
赤坂警察署	港区 赤坂 4-18-19	03-3475-0110
品川警察署	品川区 東品川 3-14-32	03-3450-0110
大井警察署	品川区 大井 5-10-2	03-3778-0110
大崎警察署	品川区 大崎 4-2-10	03-3494-0110
荏原警察署	品川区 荏原 6-19-10	03-3781-0110
世田谷警察署	世田谷区 三軒茶屋 2-4-4	03-3418-0110
北沢警察署	世田谷区 松原 6-4-14	03-3324-0110
玉川警察署	世田谷区 中町 2-9-22	03-3705-0110
成城警察署	世田谷区 千歳台 3-19-1	03-3482-0110
目黒警察署	目黒区 中目黒 2-7-13	03-3710-0110
碑文谷警察署	目黒区 碑文谷 4-24-17	03-3794-0110
杉並警察署	杉並区 成田東 4-38-16	03-3314-0110
高井戸警察署	杉並区 宮前 1-16-1	03-3332-0110
荻窪警察署	杉並区 桃井 3-1-3	03-3397-0110
渋谷警察署	渋谷区 渋谷 3-8-15	03-3498-0110
原宿警察署	渋谷区 神宮前 1-4-17	03-3408-0110
代々木警察署	渋谷区 本町 1-11-3	03-3375-0110
大森警察署	大田区 大森中 1-1-16	03-3762-0110
田園調布警察署	大田区 田園調布 1-1-8	03-3722-0110
蒲田警察署	大田区 蒲田本町 2-3-3	03-3731-0110
池上警察署	大田区 池上 3-20-10	03-3755-0110
東京空港警察署	大田区 羽田空港 3-4-1	03-5757-0110

名称	所在地	電話番号
中野警察署	中野区 中央4-4-3	03-3366-0110
野方警察署	中野区 中野4-12-1	03-3386-0110
牛込警察署	新宿区 南山伏町1-15	03-3269-0110
新宿警察署	新宿区 西新宿6-1-1	03-3346-0110
戸塚警察署	新宿区 西早稲田3-30-13	03-3207-0110
四谷警察署	新宿区 新宿1-26-12	03-3357-0110
富坂警察署	文京区 小石川2-14-2	03-3817-0110
大塚警察署	文京区 音羽2-12-26	03-3941-0110
本富士警察署	文京区 本郷7-1-7	03-3818-0110
駒込警察署	文京区 本駒込2-28-18	03-3944-0110
巣鴨警察署	豊島区 北大塚1-15-15	03-3910-0110
池袋警察署	豊島区 西池袋1-7-5	03-3986-0110
目白警察署	豊島区 目白2-10-2	03-3987-0110
滝野川警察署	北区 西ヶ原2-4-1	03-3940-0110
王子警察署	北区 王子3-22-3	03-3911-0110
赤羽警察署	北区 神谷3-10-1	03-3903-0110
板橋警察署	板橋区 板橋2-60-13	03-3964-0110
志村警察署	板橋区 小豆沢1-11-6	03-3966-0110
高島平警察署	板橋区 高島平3-12-32	03-3979-0110
練馬警察署	練馬区 豊玉北5-2-7	03-3994-0110
光が丘警察署	練馬区 光が丘2-9-8	03-5998-0110
石神井警察署	練馬区 石神井町6-17-26	03-3904-0110
上野警察署	台東区 東上野4-2-4	03-3847-0110
下谷警察署	台東区 北上野2-24-14	03-5806-0110
浅草警察署	台東区 浅草4-47-11	03-3871-0110
蔵前警察署	台東区 蔵前1-3-24	03-3864-0110
尾久警察署	荒川区 西尾久3-8-5	03-3810-0110
南千住警察署	荒川区 南千住6-45-43	03-3805-0110
荒川警察署	荒川区 荒川3-1-2	03-3801-0110
千住警察署	足立区 千住1-38-1	03-3879-0110
西新井警察署	足立区 西新井栄町1-16-1	03-3852-0110
竹の塚警察署	足立区 保木間1-16-4	03-3850-0110
綾瀬警察署	足立区 谷中4-1-24	03-3620-0110
深川警察署	江東区 木場3-18-6	03-3641-0110
城東警察署	江東区 北砂2-1-24	03-3699-0110

名称	所在地	電話番号
東京湾岸警察署	江東区 青海 2-7-1	03-3570-0110
本所警察署	墨田区 横川 4-8-9	03-5637-0110
向島警察署	墨田区 文花 3-18-9	03-3616-0110
小松川警察署	江戸川区 松島 1-19-22	03-3674-0110
葛西警察署	江戸川区 東葛西 6-39-1	03-3687-0110
小岩警察署	江戸川区 東小岩 6-9-17	03-3671-0110
亀有警察署	葛飾区 新宿 4-22-19	03-3607-0110
葛飾警察署	葛飾区 立石 2-7-9	03-3695-0110
昭島警察署	昭島市 上川原町 1-1-1	042-546-0110
立川警察署	立川市 緑町 3233-2	042-527-0110
東大和警察署	東大和市 芋窪 6-1061-1	042-566-0110
府中警察署	府中市 府中町 1-10-5	042-360-0110
小金井警察署	小金井市 貫井南町 3-21-3	042-381-0110
田無警察署	西東京市 田無町 5-2-5	042-467-0110
小平警察署	小平市 小川町 2-1264-1	042-343-0110
東村山警察署	東村山市 本町 1-1-3	042-393-0110
武蔵野警察署	武蔵野市 中町 2-1-2	042-255-0110
三鷹警察署	三鷹市 上連雀 8-2-36	042-249-0110
調布警察署	調布市 国領町 2-25-1	042-488-0110
青梅警察署	青梅市 野上町 4-6-3	042-822-0110
五日市警察署	あきる野市 五日市 888-7	042-595-0110
福生警察署	福生市 加美平 3-25	042-551-0110
八王子警察署	八王子市 元横山町 2-4-13	042-645-0110
高尾警察署	八王子市 東浅川町 23-34	042-665-0110
南大沢警察署	八王子市 南大沢 1-8-3	042-653-0110
町田警察署	町田市 旭町 3-1-3	042-722-0110
日野警察署	日野市 日野 589-1	042-586-0110
多摩中央警察署	多摩市 鶴牧 1-26-1	042-375-0110
大島警察署	大島 大島町 元町 1-15-6	04992-2-0110
新島警察署	新島 新島村 本村 3-13-4	04992-5-0381
三宅島警察署	三宅島 三宅村 伊豆 640	04994-2-0511
八丈島警察署	八丈島 八丈町 三根 54-1	04996-2-0110
小笠原警察署	小笠原諸島 小笠原村 父島字西町	04998-2-2010



## 10 遺体の検案活動に関する協力依頼文（例）

〇〇福保医安第〇〇〇号  
平成 年 月 日

（団体名）〇〇〇〇  
（責任者名）〇〇 〇〇 様

東京都福祉保健局長  
〇〇 〇〇

〇〇〇〇地震に伴う遺体の検案活動に関する協力について（依頼）

平素から東京都の災害医療行政に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した「〇〇〇〇地震」に伴い、東京都では、検案班を編成し、各遺体収容所等への派遣及び検案活動を行うことといたしました。

つきましては、貴団体との「〇〇〇〇協定書」に基づき、下記のとおり、検案医の派遣を依頼いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1 派遣期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

派遣日程、編成規模、交通手段その他派遣に必要な具体的事項については、被災地の状況等を踏まえ、その都度協議のうえ決定することといたします。

### 2 派遣場所

〇〇〇〇

派遣場所については、東京都監察医務院において検案班を編成のうえ指示いたしますので、別紙「協力検案医名簿」を、下記担当までファックスにてご提出ください。

### 3 活動内容

遺体収容所等での検案活動

### 4 提出先・問い合わせ先

福祉保健局医療政策部医療安全課医務担当

電話03-5320-4431（直通）

Fax03-5388-1442（直通）

# 協力検案医名簿

組 織 名

担 当 者 名

連 絡 先 ( 電話番号 )

( F A X 番号 )

No	検案従事医師氏名 (生年月日)	医籍登録番号	医籍登録年月日	住 所	所属組織 名 称	連絡先 (電話番号)	検案業務の 経験年数	検案に関する 主な業務経験
記載 例	東京 太郎 (昭和35年10月1日)	第〇〇〇〇〇〇号	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市1-2-3	〇〇病院	〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇年	〇〇県警嘱託の 検案医(警察医)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

## 12 用語集

### ① 検視

検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から、死亡の状況や死因調査を行うこと。

### ② 検案

監察医（検案医）が医学的な視点から死亡原因を調べること。

### ③ 関係機関

災害時における検死・検案活動等に際して関係する行政機関と合わせて、東京都医師会や日本法医学会、報道機関、全国霊柩自動車協会等を含めた機関を指す。

### ④ 関係防災機関

災害時における検死・検案活動等に際して関係する都・区市町村・警察・消防・自衛隊等の行政機関を指す。

### ⑤ 身元確認班

警視庁により編成される班。身元不明遺体について、所持品等から身元確認調査を行う。警視庁の要請により、東京都歯科医師会等が調査に協力する。

### ⑥ 遺体引渡班

警視庁により編成される班。身元判明遺体について、遺族等へ遺体の引渡しを行う班。区市町村は、警視庁の指示に従い、遺体引渡しの業務に協力する。

### ⑦ 死体受付班

警視庁により編成される班。搬入された遺体について、遺体搬入者から遺体発見時の状況等を聴取し、死体番号を付したカードを作成する。区市町村は、警視庁の指示に従い、遺体の受付業務に協力する。

### ⑧ 遺族対策班

警視庁により編成される班。遺体搜索の状況等について、遺族からの相談に対応するほか、遺体収容所の状況等に関する情報提供を行う班。

### ⑨ 死体検案認定医制度

死体検案に関する知識や技能、実践が、日本法医学会の目標とするものに達していると学会が認定した医師。試験に合格するには、4年以上死体検案業務に従事した経験等が必要。

災害時における遺体の取扱いに  
関する共通指針  
(検視・検案等活動マニュアル)  
平成29年8月発行

この冊子について、ご意見・お問い合わせ等がございましたら、下記までお寄せください。

編集・発行 東京都福祉保健局医療政策部医療安全課  
電話：03-5321-1111 内線：33-412  
東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課  
電話：03-5321-1111 内線：34-223  
〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1